(パブリックコメント用)

川口市教育振興基本計画 (案)

(令和8年度から令和12年度)

令和8年4月

川口市教育委員会

もくじ

第1編 総論	1
第1章「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨	1
第2章 計画の基本的事項	
第3章 本市教育を取り巻く社会の動向・現状	
1 教育を取り巻く社会の動向	
2 本市の教育の現状	
第4章 本市の教育のめざすべき姿	18
第2編 各論	21
第1章 すべてのこどもが学べる多様な環境づくり	21
【施策 1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実	22
【施策 2】高等学校教育の充実	54
第2章 こどもの成長をサポートする基盤づくり	59
【施策 3】教育力向上のための体制づくり	60
【施策4】誰もが適切な教育を受けられる環境の充実	
【施策 5】教育的資源の活用	
第3章 生涯学習・スポーツができる環境づくり	
【施策 6】生涯を通じて学び続けられる環境の充実	
【施策 7】目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実	
第4章 歴史の継承と文化芸術の発信	
【施策 8】歴史的資源の保存と活用	
【施策9】文化芸術の発信	
第5章 教育行政経営の基盤強化	
【施策 10】教育施設の適正化	
第3編 計画推進にあたって	123
第1章 計画の実現に向けて	123
1 基本的事項	123
2 情報の共有	
3 連携の推進	
4 新たな変化への対応	
第2章 効果的な計画の推進に向けて	
1 計画の進行・管理 2 指標	
4	120

第1編総論

第1章「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、政府に教育の振興に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための計画策定を義務づけたほか、地方公共団体には政府の策定した計画 を踏まえつつ、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定す ることが努力目標とされています。

また、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)を定めることが義務づけられました。

本市では、令和3年3月に市長が総合教育会議を開催し、教育委員会と協議のうえ、川口市教育大綱を策定しました。この教育大綱は、本市のまちづくりのビジョンである第5次川口市総合計画(後期基本計画)との関連性を重視し、「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」という将来都市像を教育分野からめざすものとしました。そしてこの教育大綱で示した本市の教育の指針についてより具体化を図るため川口市教育振興基本計画を策定し、令和3年度より、この計画にもとづき本市の教育政策を推進してきました。

計画の期間中においては、川口市立高等学校附属中学校を開校し、中高一貫教育を推進し、市内外の多くの生徒から選ばれるリーディング校としての確立や、学びの多様化学校の開校に向けた具体的な検討を進めてきました。一方で、全国的には人口減少社会や少子高齢化が一層進行するとともに、科学技術の飛躍的な進歩、経済的な格差の拡大やこどもの貧困の増加、地域コミュニティの変化、さらにはコロナ禍より始まった新しい生活様式等、本市を取り巻く社会の状況も大きく変化してきました。

本計画は、こうした社会状況の変化に対応するとともに、これまでの教育施策の成果や課題を踏まえ、中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本市の教育施策の方向性を示すため、 川口市教育振興基本計画を見直したものです。

第2章 計画の基本的事項

川口市教育振興基本計画は、本市の教育の振興にあたっての施策に関する基本的な事項を定めた計画であり、教育基本法第 17 条第 2 項にもとづいて策定しています。計画策定にあたっては、第 6 次川口市総合計画(案)、川口市教育大綱に示された方針にもとづくとともに、令和 5 年に策定された国の第 4 期教育振興基本計画(令和 5~令和 9 年度)及び令和 6 年に策定された第 4 期埼玉県教育振興基本計画(令和 6~令和 10 年度)を踏まえています。

この基本計画は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間として設定しています。また、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっています。

学校教育においては、また、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、学校と家庭・ 地域社会との連携を推進し、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成と確かな学力、豊かな 人間性を育む、川口ならではの教育施策を盛り込んでいます。

生涯学習においては、さまざまな学習機会を提供し、あらゆる世代の市民が生涯学習活動等に参加することを通じて自己実現を果たすとともに、精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成につながる特色ある施策を盛り込んでいます。

第6次川口市総合計画(案) 将来都市像:「産業と文化と自然が調和した 輝きあふれるまち 川口」 川口市教育大綱(案) 「未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育」 【埼玉県の教育 振興基本計画】 川口市教育振興基本計画(案) (令和8年度から令和12年度)

第3章 本市教育を取り巻く社会の動向・現状

1 教育を取り巻く社会の動向

(1) 人口減少社会・少子高齢化の進行

少子高齢化が進行する我が国の人口は、平成20年の1億2,800万人をピークに減少に転じ、 令和6年1月には約1億2,400万人になっています。出生数は年々減少を続け、令和6年には 70万人を割り込む一方、老年人口(65歳以上)は約3,600万人に達し、総人口の28.8%を占めています。

本市では、今後しばらくはほぼ横ばいから緩やかな増加が続くものとみられますが、令和 32 年の 61 万人をピークに減少に転じることが見込まれています。また、少子高齢化もさらに進行するものとみられ、年少人口 $(0\sim14$ 歳)は令和 7 年の 6 万 8 千人から令和 17 年には 6 万人と 8 千人近く減少する一方、老年人口 (65 歳以上)は同じ期間に 13 万 9 千人から 14 万 7 千人と 8 千人が増加するものと推計されます。

人口減少や少子高齢化の進行はあらゆる世代の教育環境に大きな変化をもたらします。今後の教育行政は児童生徒数に応じた学校規模の適正化、一人ひとりに個別最適な学びの保障、地域人材の教育参画、人生100年時代に学び続けられる生涯学習環境等を福祉分野や地域づくり分野と連携しながら進めていくことが求められます。

(2) 子育て家庭の多様化

経済のグローバル化が進む中、近年、本市では外国籍住民の急増に加え、外国籍住民だけでなく、異なる文化的背景を持つ家庭や多様な生活環境が増加し、子育て家庭のあり方が多様化しています。こうした社会の変化に対応するためには多様性を尊重し、すべてのこどもが平等かつ安心して学べるインクルーシブ教育の推進が不可欠となっています。

一方、全国的にみると、就業者に占める非正規雇用の増加に加え、経済的に厳しい状況になるケースもあるひとり親世帯の増加等を背景に、こどもの貧困等が社会問題化しています。こどもの貧困は、教育の格差等にもつながり、こどもの学力との相関も指摘されています。

また、経済的な貧困は将来の進路選択や職業選択等にも大きく影響することから、貧困の連 鎖や経済格差の拡大・固定化等も懸念されます。 2015 年 9 月の国連サミットでは 2031 年までに達成すべき国際目標を示した SDGs (持続可能 な開発目標)が採択され、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現がめざされています。こどもの貧困の問題もこうした文脈で捉え、社会全体の課題として解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

(3) 技術革新等の社会の急激な変化

少子高齢化・人口減少が進むことによる国内市場の縮小等も想定され、社会的な活力をいか に創出していくかが今後の大きな課題となっています。

情報通信技術 (ICT) や人工知能 (AI) 等の科学技術の急速な発展は、社会生活をより便利で豊かにする原動力となる可能性を秘めている一方で、経済構造の激変や AI の普及に伴い求められるスキルや役割が変化することが想定されます。また、社会経済がさらにグローバル化する中で、市場開拓や人材獲得等も世界レベルで競争が激化していくことが予想されます。

各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する基準である学習指導要領は、平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領、平成 30 年 3 月に高等学校学習指導要領が改訂され、令和 4 年にかけて段階的に実施されました。この改訂では急速な技術革新による予測困難な時代の中、「生きる力」をより具体化し、こどもの確かな学びの実現をめざしています。

現代のこどもたちは、生まれた時から ICT がインフラとして身近にあるデジタルネイティブ といわれており、情報を正しく読み解き、自分の言葉で発信していく力が不可欠となっています。どのような状況にあっても、たくましく生き抜ける能力を持った人材を育てることが、これまで以上に期待されています。

また、コロナ禍を経て、こどもたちのレジリエンス教育(困難・逆境を乗り越える力を養う 教育)の必要性も高まっています。不確実性の高い社会において、精神的な回復力や自己肯定 感を育む教育は将来の社会参画に向けた基盤となります。

(4) 家庭・地域の状況の変化

核家族化等の家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域での人間関係の希薄化等に伴い、子育てをする親の負担や不安・孤立感が増加するとともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。こうした中、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

今後は家庭や地域の教育力を再構築する新たな取り組みが求められます。そのためには地域における世代間交流や地元企業との連携を深め、子育てや教育における地域のサポートを活用する等、こどもたちが地域に愛着を持ちつつ、健全に育っていくためには地域との関わりが重要となることから、家庭・地域・学校が連携を深め、地域全体でこどもを育てていく体制を強化することが必要といえます。

2 本市の教育の現状

(1) 児童・生徒の現状

ア幼児教育

市内 52 校の小学校 1 年生の現状では、子育ての目安「3 つのめばえ」(小学校入学までに幼児に身につけてほしいこと) に関連し、特に他者との関係における"集中力"や、"がまんをする"ことについて課題がみられます。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、今後も引き続き、家庭や地域、幼稚園・小学校等がともに連携・協力し、教育活動の充実を図る必要があります。

イ 一人ひとりを確実に伸ばす教育

情報化やグローバル社会が進展する中、人口の減少や、AI の進化等が社会にもたらす産業や経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化等により、社会の変化は激しくなり、その変化を正確に予測することが困難な時代になってきています。このような社会を生き抜くためには、こどもたち一人ひとりが主体的に社会に関わり、多様な人々と協働して新たな価値を創造し、未来を切り開いていく力が必要になります。

そのためには、学習指導要領にもとづき、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、こどもたちが、学んだことを人生や社 会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育むことが求められます。

これからの教育は、これまで以上に、児童生徒一人ひとりの特性と成長に着目し、一人ひと りを確実に伸ばす教育が大切となります。

ウ学力

令和3年度埼玉県学力・学習状況調査において、埼玉県の平均正答率を上回った項目数は全 14項目のうち10項目でした。本市の児童生徒の学力は一定の水準を維持した傾向にあります。

今後の課題として、引き続き基礎的・基本的な知識や技能をしっかりと定着させることはも ちろん、学んだ「知識や技能」を活用し、課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表 現力」等の学力を確実に伸ばす学習指導が必要になります。

また、一人ひとりの学力が毎年どれだけ伸びているのか、学習内容がどれだけ定着しているかを把握し、指導の工夫改善に生かす必要もあります。

278

350

300

250

200

150

100

50

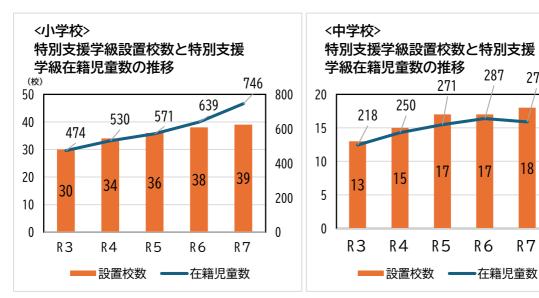
0

エグローバル化

これからの社会を主体的に生きる人材を育成するためには、英語力の育成を基礎としながら、 豊かな国際感覚を身につけることはもちろんのこと、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土川口 を愛する姿勢や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する姿勢を身につけさせ、日本 人としての自覚と責任を持って、グローバル社会に貢献できる人材に育てることが大切です。

才特別支援教育

障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りとともに学ぶための条件整備と、一人ひ とりの教育的ニーズに応じた多様な場の整備を行い、インクルーシブ教育システムの実現に向 けた取り組みを一層推進し、障害のあるこどものさらなる自立と社会参画をめざす必要があり ます。



カ 豊かな心を育む教育

少子化やデジタル化が進む中、こどもたちが人と関わる経験や体験不足が指摘されています。 また、社会が変化し続け、価値観が多様化する中で、互いを認め尊重する豊かな人間性と、他 者との対話や協働により社会性を育むことが求められています。

そのために、こどもたちが道徳的な課題を自分のこととして捉え、他者と協働して学ぶ姿勢 を育むことが重要であり、体験活動を充実させるとともに、家庭や地域と連携し、道徳教育を 推進することが求められます。

キ生徒指導

少年非行については全国的に減少傾向にあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する少年が

後を絶たない状況にあります。また、SNS を介してのトラブルが増加傾向にあります。

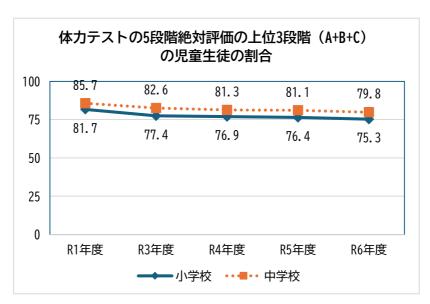
このような現状を考えると、少年非行を防止するための取り組みやさまざまな問題に対しては、地域や関係機関が連携を図るとともに、学校と家庭が一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取り組みを進める必要があります。

また、「小1プロブレム」、「学級がうまく機能しない状況(いわゆる学級崩壊)」や「中1ギャップ」等への対応についても継続して取り組む必要があります。

ク 体力の向上と学校体育活動の充実

本市の児童生徒の体力について、新体力テストの 5 段階絶対評価で上位 3 段階(A+B+C)の 児童生徒の割合は、平成 31(令和元)年度から令和 6 年度にかけて年々低下している現状で す。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前までは、上昇傾向にあった本市の児童生徒数の体力を再び、上昇するよう、学校での体育授業や体育的活動等の充実を図り、総合的な体力の向上をめざして継続して取り組む必要があります。

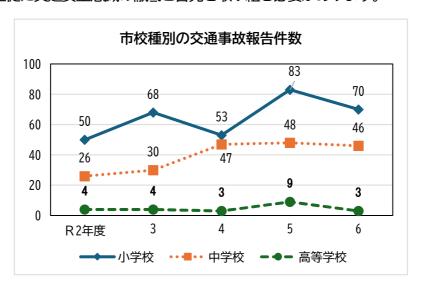


※令和2年度は、新体力テストの県での実施なし。

(2) 学校・家庭・地域の連携を図った教育の現状

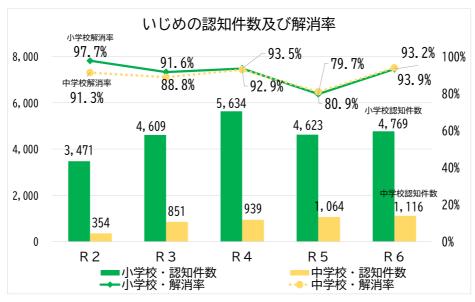
ア こどもたちの安全・安心

過去 5 年間における、本市内の児童生徒の交通事故報告件数のほとんどが学校管理下外で、中でも自転車によるものが多く発生しています。このことから、学校応援団やスクールガード等の協力を得て、学校・家庭・地域や関係諸機関が一体となり取り組む必要があります。また、近年、自転車の運転者が加害者となる事故が社会問題となっています。そのため、今後も引き続き、児童生徒に交通安全意識の徹底と啓発を取り組む必要があります。



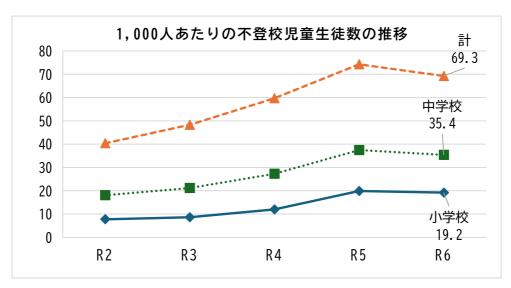
イ いじめ

本市のいじめの認知件数は、高い水準で推移しています。いじめは、どの子でも、どの学校でも、また学校以外でも起こり得るとの認識のもと、学校・家庭・地域や関係諸機関が一体となって、児童生徒にいじめを「しない」「させない」「許さない」という意識を醸成するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。



ウ 不登校

本市の不登校の児童生徒数は、小中学校で増加傾向にあります。不登校は、さまざまな背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期対応の仕組みの充実が大切です。また、児童生徒の社会的自立に向け、児童生徒一人ひとりの状態に応じた適切な支援がなされるよう、学校のみならず、家庭・地域・関係機関が連携して不登校支援を進める必要があります。



工 教育相談

学校教育において生徒指導上の諸問題は、多岐にわたるものとなっています。基本的な生活 習慣の定着や規範意識の醸成等、日常の生徒指導に関する課題とともに、増加する不登校、い じめの深刻化、暴力行為等の問題行動、虐待等、心や生命に関わる問題に対しても、引き続き 適切な対応が必要です。

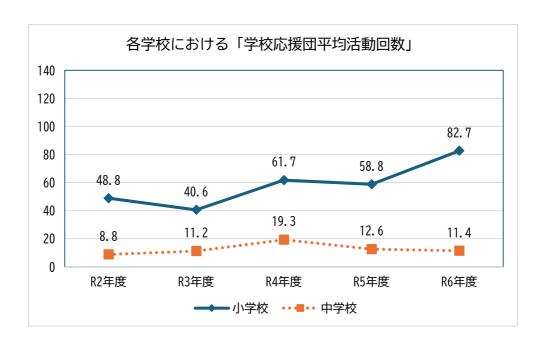
本市の教育研究所においても相談件数は増加傾向にあり、令和5年度以降、10,000件を超える相談がありました。

以上のことから、教育研究所や各学校における教育相談体制の一層の充実が求められます。

才 地域学校協働活動

こどもの心や体の成長には、学校だけでなく、家庭や地域も大切な役割を担っており、それぞれが役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携・協働してこどもの成長を見守る必要があります。そのためには学校応援団や放課後子供教室等の地域の教育力を生かす活動をより充実したものとし、「社会に開かれた学校」づくりを推進していくことが大切です。

そのため、より多く、より幅広い層の地域住民等の参画によるネットワークの整備を進める 必要があります。

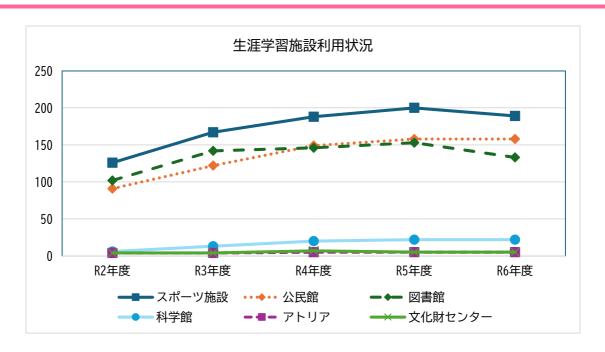


(3) 生涯学習・スポーツ活動

急激な社会変化の進展に伴い、個人の要望と社会的な要請は多種多様化しています。本市では、生涯学習・スポーツ活動を通じて、市民の知的・文化的な交流や健康維持促進を図っています。生涯学習活動は、社会教育施設としての公民館(34 施設、類似施設を含む)、図書館(6 施設)を中心に博物館類似施設としての科学館、文化財センター、アートギャラリー・アトリア(以下、「アトリア」という。)、において、市民が自発的、主体的にいつでも学び活動できるよう多種多様な事業を展開しています。一般教養、趣味・実技に関するものから、専門性の高い分野や健康増進・情報化等、さまざまな分野の講座を開催するほか、オンライン講座により学習機会の多様化や充実を図っています。

一方、スポーツ活動は、市内のスポーツ施設(スポーツセンター(8 施設)、青木町公園総合運動場、体育武道センター、スポーツ専用施設(17 施設))において、市民がそれぞれの目的に応じて健康増進や競技力向上等に取り組める機会を広く提供するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与してきました。

また、生涯学習・スポーツの両分野において、市民や団体による自主的な活動への支援 にも力を入れており、イベント開催、多様な情報の提供のほか、取り組んできたことを生 かして指導者やボランティアとして活動する機会の提供も行っています。



各年度施設利用者数

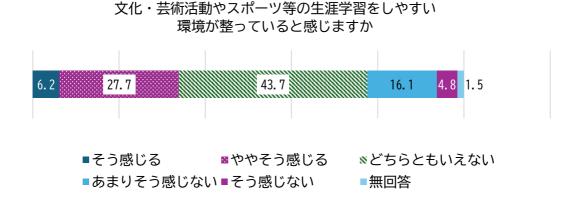
	R2 年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スポーツ施設	1, 265, 422	1,673,570	1, 884, 194	2, 005, 749	1, 899, 623
公民館	917, 978	1, 224763	1, 491, 583	1, 586, 140	1, 583, 258
図書館	1, 020, 706	1, 422, 995	1, 464, 246	1, 536, 915	1, 337, 968
科学館	66, 632	139, 964	208, 301	223, 321	229, 270
アトリア	40, 178	42, 737	53, 239	55, 100	53, 430
文化財センター	47, 051	44, 150	74, 077	53, 271	59, 863

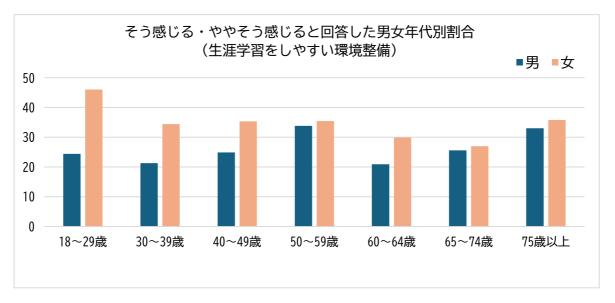
(単位:人)

令和 6 年に実施した「総合計画のための市民意識調査」の結果によると、「生涯学習をしやすい環境が整っている」と感じる市民(「そう感じる」、「ややそう感じる」と回答した人の割合)は、全体で33.9%となっています。属性別では、18~29歳の年齢では男女ともに最も高く、およそ50%の人が「そう感じる」としていますが、65歳~74歳では男女ともに 20%代であり、年齢層によって感じ方にばらつきがある傾向がみられます。

今後は、時代の変容に合わせ、市民の要請に応えた多種多様な事業のさらなる充実を図ると ともに、利用者が求める知的欲求等への支援と効率的なより質の高いサービスの追及に継続し て取り組む必要があります。

また、今後、学校や地域関係諸機関や企業との連携を図り、さらなる事業の充実とネットワーク化を推進し、利用者に対する支援やサービスの向上に努めていく必要があります。





令和6年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書

(4) 歴史的資源・文化芸術

市内には、川口の歴史や文化を知るうえで貴重な、建造物や絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書、考古・歴史資料等の有形文化財、地域に残る伝統芸能等の民俗文化財、記念物等、有形・無形の歴史資源としての文化財が多く残されています。

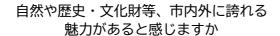
その中でも、特に歴史上、学術上貴重なものについては、国、県、市において、文化財指定・ 登録(令和6年度末現在:160点)を行うことにより、その保護に努め、市民共有の財産として、未来への保存継承を行っています。

■市内に所在する指定等文化財

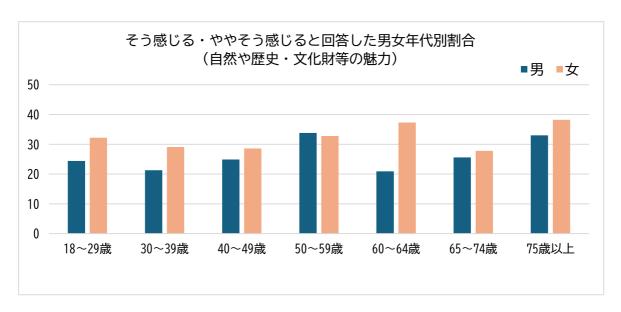
令和7年3月31日現在

種	別	国	県	市	計
有形文化財	建造物	1:旧田中家住宅	2	7	10
	絵 画		2		2
	彫 刻		5	6	11
	工芸品		4	7	11
	書跡・典籍・古文書		3	15	18
	考 古 資 料		1	8	9
	歴 史 資 料			29	29
民俗文化財	有形民俗文化財	1:木曽呂の富士塚		21	22
	無形民俗文化財			5	5
記念物	史 跡	1:見沼通船堀	2	8	11
	旧 跡		4		4
	名 勝			1	1
	天然記念物		1	5	6
国登録有形文化財		17:旧鋳物問屋鍋平別邸 十一屋北西商店 永瀬昌文家住宅 永瀬孝男家住宅 大泉家住宅 旧森龍織物			17
県 選 🧷	定重要遺跡		4		4
_	合 計	20	28	112	160

令和6年に実施した「総合計画のための市民意識調査」の結果によると、「自然や歴史、文化財等、市内外に誇れる魅力がある」と感じる市民(「そう感じる」、「やや感じる」と回答した人の割合)は、全体で30.0%となっています。属性別では、60~64歳と75歳以上の女性が35%を超えるものの、それ以外は20~30%台前半と低い傾向がみられます。そのため、今後も市内にある文化財の調査及び指定を進め、保護・保存に努めるとともに、文化財センター「郷土資料館」での特別展等で文化財や市の歴史、郷土ゆかりの人物等を紹介するとともに、イベントでの体験やソーシャルメディアを活用した情報発信により、市民共有の財産としての文化財の価値や重要性について啓発をする必要があります。

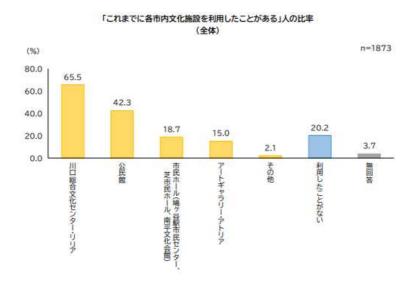






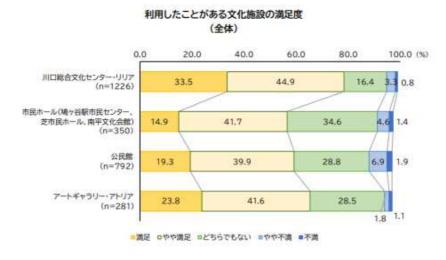
令和6年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書

文化芸術に関する市内の状況については、これまでの市内文化施設の利用経験に関する 調査では、全体の 76.1%がいずれかの施設を利用したことがあると回答しました。中でも 最も利用率が高かったのは「総合文化センター・リリア(以下、「リリア」という。)」で、 その割合は 65.5%、次いで「公民館」が 42.3%でした。



令和5年度 市民意識調査結果

また、文化施設の利用経験がある市民に対して施設の満足度を尋ねたところ、「リリア」の満足度が最も高く、「満足」及び「やや満足」の合計が 78.4%に達しました。それに続く施設は「アトリア」(65.4%)、「公民館」(59.2%)の順でした。



令和5年度 市民意識調査結果

一方で、「やや不満」や「不満」と回答した理由として主にあげられていたのは、施設の 老朽化や機能面の問題等、建物や設備に関する課題です。

そのような状況の中、リリアは約2年にわたる大規模改修を終え、その隣接地には令和8年1月に新たに川口市立美術館(以下、「美術館」という。)が開館しました。これにより、川口駅西口周辺は文化芸術の拠点として位置づけられ、今後のさらなる活用が期待されています。

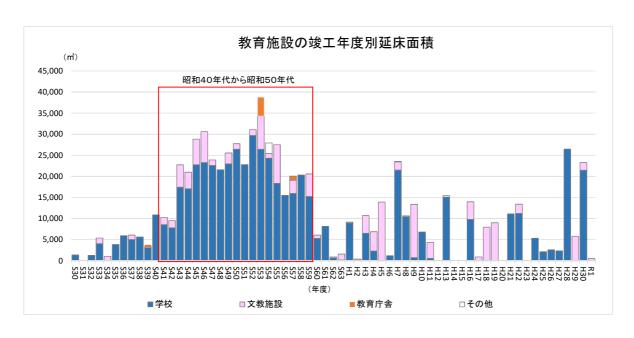
(5) 教育施設

本市の教育施設は、主に学校施設と文教施設(公民館等)からなっており、その多くが高度 経済成長期後半の昭和40年代から昭和50年代に集中的に整備しています。

今後、これらの施設が一斉に更新時期を迎える時期が到来しますが、本市では、将来、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加が想定されることから、施設の更新に必要な費用の確保が課題となっています。

このことから、現在の施設の総量や規模及び配置のままでは、既存の施設を維持していくことは非常に困難な状況です。そのため、川口市公共施設等総合管理計画にもとづき、適正な施設の総量や規模及び配置を検討する必要があり、この考えにもとづき本市の教育施設では、これまでに市立高等学校3校の統合や、小学校と公民館との合築、婦人会館と青少年会館との統合等に取り組んできました。しかしながら、施設の経年劣化は年々進行することから、今後も引き続き、適正な施設の総量や規模及び配置を検討していく必要があります。

加えて、施設が本来有すべき安全性や快適性を維持するとともに、安定した市民サービスを提供し続けていくことが求められることから、今後の施設の維持管理・更新に係る費用負担の軽減を図るため、各施設の中長期的な保全計画にもとづき、施設の点検・診断等を実施するとともに、予防保全型の維持管理を図り、施設の長期利用を促進し、施設の更新時期及び更新費用の平準化を試みていく必要があります。



第4章 本市の教育のめざすべき姿

<基本理念>

『未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育』

私たちは現在、少子高齢化やグローバル化に加え、デジタル技術の進展や価値観・ライフスタイルの多様化といった社会的変化に直面しており、こうした変化に対応し、生き抜く力を育むことがこれまで以上に求められています。すべての人が生き生きと活躍し、輝きあるまちを実現するためには、教育の果たす役割がますます重要になっています。

こうした状況のなか、「いつの時代においても変わらない本質的なものを守りながら、時代の変化に適応していく」という「不易流行」の考えを踏襲しつつ、学校教育においては、これまで培った教育力と指導力の向上を図るとともに、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成を引き続きめざします。さらに、すべてのこどもたちがその能力と可能性を最大限に発揮できる教育環境を整備し、未来を創造する力を備え、次世代の地域社会の担い手となれる育成をめざします。

また、生涯学習においては、幅広い年齢層が参加できる教育機会を提供するとともに、学びや活動への意欲の高まりを自己実現へと繋げるための支援を行い、すべての市民が精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成をめざします。さらに、市民一人ひとりが輝き、個性と魅力を伸ばしながら成長できる環境を整え、学びを通じて豊かな人間性を育み、市民が社会の変化に適応し、地域に活力をもたらすことができる人材の育成をめざします。

『未来を創造する人材を育て』

未来を担う市民が持続可能な地域社会を築くためには、こどもたちをはじめすべての市民が持つ可能性を最大限に引き出せるよう、幅広い学びの機会を提供するとともに、健やかな成長を支える環境を整備することが重要です。さらに、多様性を尊重した教育を推進し、社会の課題に主体的に向き合い、解決する力や創造性を育むことをめざします。

『すべての人が輝く』

人はそれぞれ違った個性や能力を持っています。その個性や能力を伸ばし、社会の一員として それぞれの居場所をみつけ、自分らしく生きることが、すべての人の輝きに通じます。

そのため、知・徳・体の調和のとれた人間形成を進め、自らの人生を切り開き、より充実した ものにしていくことができる力を養うことで、すべての市民が輝く教育をめざします。

<基本目標>

1 すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

こども一人ひとりの特性や能力に寄り添い、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、 持続的に発展する社会の創り手となる、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成をめざしま す。

2 こどもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携し、併せて教育的資源を活用することで、こどものさまざまな社会経験や活動の場を増やします。さらに地域ぐるみの安全体制を整備し、こどもの成長をサポートする基盤強化をめざします。

3 生涯学習・スポーツができる環境づくり

誰もが生涯学習やスポーツに親しめる環境づくりを通じて、一人ひとりの個性や魅力を伸ば し、自己実現を図ります。

4 歴史の継承と文化芸術の発信

指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用や、誰もが身近に文化芸術に接し活動する環境づくりを行うことで、歴史、文化、芸術をすべての人が学び、楽しみ、心豊かな生活の実現をめざします。

5 教育行政経営の基盤強化

少子高齢化に伴う人口減少や、社会構造の変化を見据えた学校施設の適正規模・適正配置と、 教育関連施設の適正整備に取り組みます。また、安全・安心な教育環境の整備や効率的な管理・ 運営を行うことにより、教育行政経営の基盤強化を図り、良好な教育環境のもとで総合的な教 育の発展をめざします。

きゅぽらんイラスト

第2編 各論

第1章 すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

こども一人ひとりの特性や能力に寄り添い、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、 持続的に発展する社会の創り手となる、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成をめざしま す。

関連する主な SDGs のゴール





【施策 1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実

幼児教育の充実

ア 幼児教育の推進

確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実

- ア 一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進
- イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成
- ウ グローバル化に対応する教育の推進
- エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進
- オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成
- カ特別支援教育の充実
- キ 一人ひとりの状況に応じた支援

豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実

- ア 豊かな心を育む教育の充実
- イ 生徒指導の充実
- ウ 人権を尊重した教育の推進
- エ 健康の保持・増進
- オ 体力の向上と学校体育活動の充実

【施策2】高等学校教育の充実

高等学校教育の推進

- ア 魅力ある高等学校づくり
- イ 中高一貫教育推進に向けた特色ある附属中学校づくり

【施策1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実

幼児教育の充実

ア 幼児教育の推進

■ 現状と課題 ■

幼児の生活に関して基本的な生活習慣の乱れ等が指摘されており、幼児教育の重要性が 高まっています。また、家庭では、子育てについて悩みや不安を抱える状況がみられ、家 庭の教育力の向上が課題となっています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を形成する大切な役割を果たしており、幼稚園においては家庭・地域と連携・協力し、こどもたちが適切な教育を受けられるよう、さまざまな教育活動の充実を図ることが極めて重要です。

また、小学校生活に適応できない「小1プロブレム」に対応し幼児期の教育と小学校の 円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との十分な連携を図るこ とが課題となっています。

幼稚園等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、 こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を行うことが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆子育ての目安「3 つのめばえ」を活用し、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- ◆幼児一人ひとりの望ましい発達を促す教育を推進し、指導内容・指導方法の工夫・充実 を図ります。
- ◆発達や学びの連続性を視野に入れた「架け橋期」の教育を充実するため、「幼保小の架け橋プログラム」を活用し、幼稚園等が小中学校と連携・協力した幼児教育を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 「生きる力」の基礎を育む幼児教育の推進

- ●幼稚園教育要領のねらい及び内容を踏まえ、幼稚園において適切な環境を構成し、幼児の 興味や関心、発達の実情に応じた主体的な遊びを通して、「生きる力」の基礎を育む幼児教 育を推進します。
- ●子育ての目安「3 つのめばえ」を活用し、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点について、こどもたちの小学校以降の生活や学習の基盤を育成します。

2 幼児教育の指導内容・指導方法の工夫・充実

●市立幼稚園においては、指導主事の幼稚園訪問での指導助言や研修会等を通して、幼児一人ひとりの発達に対応した指導内容・指導方法の工夫・充実を図ります。

3 小中学校と連携した幼児教育の推進

- ●架け橋期におけるカリキュラムの工夫・改善を図り、幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、幼稚園教員と小学校教員との相互交流や合同研修会の開催、幼児と児童のさまざまな交流体験等を促進し、学びの連続性を視野に入れた小学校への滑らかな接続を図ります。
- ●幼稚園・保育所等と小学校との連携を深めるとともに、幼稚園・小中学校における学校間 連携の研究を通し、こどもたちの発達を見通した教育の充実を図ります。

確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実

ア 一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進

■ 現状と課題 ■

予測困難なこれからの時代を生き抜くためには、こどもたち一人ひとりが、主体的に社会に関わり、多様な人々と協働して新たな価値を創造し、未来を切り拓く力が重要になります。

そのためには、学習指導要領にもとづき、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、 思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度等を身につける「確かな学力の育成」、自らを律しつつ他者を思いやる心等の「豊かな心の育成」、心身ともに「健やかな体の育成」等、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成が重要です。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画及び支援計画により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が求められます。

持続可能な社会を創り、支え、発展させる人材を育てていくうえで、これまで以上に、 児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりを確実に伸ばす教育を推進します。

■ 施策の方向性

- ◆川口市学力向上推進プランにもとづき、教育委員会と市立小中学校が一体となって、児童生徒一人ひとりの学習意欲を高め、学力の向上を図るとともに指導内容・指導方法の工夫・改善を進めます。
- ◆全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒一人 ひとりの学力向上と学校の課題改善に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 川口市学力向上推進プランにもとづいた指導内容・指導方法の工夫・改善

- ●児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着のために、小学校低学年基礎学力定着度調査、 川口国語チャレンジ、川口Sネクスト、GTEC研修事業を発展・充実させ、児童生徒一 人ひとりの基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を 図るとともに、学習意欲の向上を図ります。
- ●中学校の英語の授業において、英語教授法の一つである5ラウンドシステムを導入し、自分の考えや思いを英語で表現できるこどもたちの育成をめざします。
- ●本市独自の年次研修、教職員研修及び課題研究等を通じて、教員の指導力向上に取り組みます。さらに、学校訪問による授業研究や、各学校のニーズに合わせた要請訪問により、 教員の指導力向上と授業改善に取り組み、各学校を支援します。
- ●不登校、障害、日本語指導を要する等により、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひと りの教育的ニーズを把握したうえで、必要な支援を検討し、将来に向けた自立と社会参加 を視野に入れて指導内容を工夫します。

2 全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査の活用

- ●全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査を活用し、児童生徒の基礎的・基本 的な知識・技能の定着状況や、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度 を把握し、児童生徒一人ひとりの学力を確実に伸ばす学習指導を進めます。
- ●埼玉県学力・学習状況調査と連動した Kawaguchi ボトムアップシートの作成と活用を通して、児童生徒一人ひとりの「学力の伸び」や学習内容の定着度を把握することにより、指導の改善と個に応じた指導の実現につなげます。



5 ラウンドシステム指導法による英語の授業

イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成

■ 現状と課題 ■

複雑で予測困難なこれからの時代においては、変化を受け止め、社会への主体的な関わりや多様な人々との協働を通じて、豊かで幸せな人生を切り拓き、複雑化・多様化した社会の課題解決につなげていくことができる人材を育てていくことが重要です。

こうした状況を踏まえると、自ら問題を発見し解決する力と、困難を乗り切る精神力、 十分な知識・技能を基盤として、正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦していく思考 力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度等を発達の段階に応 じて児童生徒に育成していくことが必要です。

以上のことから本市では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育委員会と小中学校が一体となって、児童生徒に対して、どのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にしながら、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養を、バランスよく実現できる授業改善を進めていくことが重要となります。

また、ICT の活用や創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することで、児童生徒が持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を効果的に育むことも必要となります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆「授業が変わる!川口市のしかけ」にもとづく授業づくりに努め、各教科等で育成をめ ざす資質・能力をバランスよく育成し、児童生徒の思考力・判断力・表現力等や主体的 に学習に取り組む態度を育成します。
- ◆一人ひとりの志、能力、適性等に応じた多様な教育の機会を提供することで、資質・能力を最大限に伸ばしていきます。

■ 主な取り組み ■

1 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進

- ●児童生徒が問いを持ち、発見した課題に対応するため知識・技能を駆使して、課題解決に向けて、主体的・協働的に学ぶことで、学びの質を高め、学びを深められる授業改善を推進します。
- ●本市が協定を結んでいる大学や研究機関等と連携して、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力等、将来の予測が困難な時代を生き抜いていくための基礎となる資質・能力を育成します。

2 指導内容・指導方法の工夫・改善

- ●新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するため、研修会や指導資料を充実させ、各学校における指導内容・指導方法の工夫・改善を支援するとともに、学習評価を含むカリキュラム・マネジメントの確立を図ります。
- ●学習内容や児童生徒一人ひとりの学習状況を踏まえ、個々の学習データ分析にもとづく個別学習や協働学習等、ICT を活用した学習を推進します。

3 創意工夫を生かした特色ある教育活動

- ●川口の伝統や文化を学ぶ教育活動を取り入れ、これから世界で生きていくうえで必要な故郷の文化や歴史、伝統を背景としたアイデンティティを児童生徒に確立させます。
- ●小学生 English コンテスト、中学生英語弁論暗唱大会を実施し、優れた才能を有する児童 生徒の個性を伸長する取り組みを推進します。





小学生 English コンテスト

ウ グローバル化に対応する教育の推進

■ 現状と課題 ■

政治、経済、社会、文化等、さまざまな分野にわたるグローバル化の進展に伴い、国際 社会の中で生きる力がますます大切となることが想定されます。

そこで、我が国が国際社会の一員として、主体性を持って積極的にその役割を果たし、 世界の平和と発展に貢献する人材を育成する教育が求められています。

また、多様な価値観を受容し、他者とともに国際的な視野を持って地域社会の課題を解 決する力や外国語も含めたコミュニケーション能力を高める教育の重要性も高まってい ます。

このように、地球規模で多様化が進む中で、こどもたちが「生きる力」を身につけ、さまざまな課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立することができる資質・能力の育成が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進するとともに、幼稚園、小・中学校、 高等学校における外国語活動、外国語科の授業及び国際理解教育の充実を図ります。
- ◆働くことの意義や好ましい職業観を育成するため、発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。



海外派遣(アメリカ)



川口の元気夢わーく体験事業

■ 主な取り組み ■

1 グローバル化に対応する教育の推進

- ●グローバル化に対応する教育や児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語活動、外国語科の授業の充実に向けて、教員の指導力や専門性の向上、外国語指導助手や 小学校における外国語専科指導教員の適切な配置等に取り組みます。
- ●中学校外国語科(英語)においては、教科書を効果的に活用する指導法である5ラウンドシステムを軸とした授業改善に取り組み、「自分の考えや思いを英語で表現できる生徒」を育成します。
- ●5 ラウンドシステムを軸とした指導法の効果検証を把握するための手立てとして、中学校第2 学年の全生徒に対し「GTEC 研修事業」を実施し、学習改善及び学習意欲の向上を図ります。英語科教員は、生徒のスコア結果をもとにした指導力向上研修を通して、生徒の英語力を伸ばすための授業改善及び指導力の向上を図ります。
- ●川口市小学生 English コンテストを実施し、日々の英語学習の成果を表現することを通して英語を使う喜びや楽しさを味わわせるとともに、英語学習に対する目標を高めます。
- ●本市在住の生徒を海外に派遣し、豊かな国際感覚と日本人としての自覚や責任を身につけ、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、グローバル社会に貢献できる人材を育成します。

2 キャリア教育の推進

- ●児童生徒が主体的に自己の進路を選択できる能力を身につけることができるよう、教育活動全体を通じて、発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、家庭や地域・企業等と連携した取り組みを推進します。
- ●社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の職業観・ 勤労観を育成します。
- ●地域や産業界、関係機関と一体となって、川口の元気夢わ一く体験事業(職場体験活動)を実施します。
- ●学校においては、より適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される「生き方指導としての進路指導」を継続します。

エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進

■ 現状と課題 ■

知識・情報・技術をめぐる変化のスピードは加速度的に増しており、人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が急速に進展する中、情報化やグローバル化といった社会がより高度な状態へと移行していくものと考えられています。

このような予測困難な社会においては、情報や情報技術を受動的に捉えるのではなく、 主体的に選択し、活用していく力がますます重要となります。未来を担うこどもたちが、 情報を適格に活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑戦していけるよう、文部 科学省が掲げる「教育の情報化・GIGA スクール構想の推進」を踏まえ、個別最適な学び及 び協働的な学びの実現が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆情報及び情報手段を主体的に選択し、適切かつ安全に活用していくための情報活用能力 を育む情報教育を推進していきます。
- ◆主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用を促進していきます。
- ◆校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 情報活用能力の育成

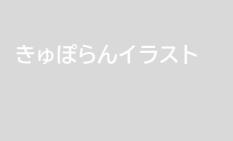
- ●現行の学習指導要領において、情報活用能力(情報モラルを含む)が学習の基盤となる資質・能力として明確に位置づけられていることを踏まえ、各学校の教育課程を「情報活用能力の育成」の視点から見直し、教科横断的な教育活動の推進に取り組みます。
- ●児童生徒に情報活用能力を身につけさせるために、学習指導要領で示されている3つの観点(「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」)を指導計画に記載し、学習活動の充実を図ります。
- ●文字入力等の基本的操作の習得はもとより、プログラミング的思考の育成や情報セキュリティについての理解等、児童生徒の発達段階を見通した情報活用能力の育成を図ります。
- ●情報社会の一員として、児童生徒が情報リテラシーを持って社会に参画できるよう、情報 技術の利用に関する適切で責任ある規範意識や、情報を正しく安全に利用できる能力の育 成をめざす情報モラル教育を推進します。

2 各教科等の指導における ICT 活用の促進

- ●GIGA スクール構想によって整備された端末の、日常的かつ効果的な利活用を推進するとともに、本市の教育課題に応じた独自の教職員研修を実施し、教員の ICT を活用した指導力及び授業力の向上に取り組みます。
- ●学校訪問において、ICT を効果的に活用した授業実践を推進し、指導助言を通じて、児童 生徒一人ひとりの実態に応じた指導内容・指導方法の工夫と充実を図ります。
- ●学習者用ツールにクラウド型サービスを導入することで、時間や場所の制約を超えて ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現できる環境の整備を進めます。
- ●デジタルとアナログの二項対立にとらわれることなく、双方のよさを生かした柔軟な指導 が実現できるよう、教職員を対象とした研修会を継続的に実施していきます。
- ●従来の対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習等、さまざまな学習場面において ICT を活用することや、デジタル教科書・教材・ソフトウェアを活用することで、リアル とデジタルを融合した授業づくりを推進していきます。
- ●学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育や、個々の才能を伸ばす ための高度な学びへ対応できるよう ICT の活用を推進していきます。

3 校務の情報化の推進

- ●GIGA スクール構想により整備された端末を積極的に活用し、学校内でのペーパーレス会議やオンライン研修等の実施形態・方法の効率化を推進していきます。
- ●現在導入されている校務系・学習系ネットワークを統合することで、データの連携・分析・ 利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等をめざし、教員の業務負担の軽減を 推進していきます。



オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成

■ 現状と課題 ■

社会のさまざまな課題を解決し、持続的な発展をめざすためには、一人ひとりが主体的に社会と関わっていくことが大切です。しかし、2019 年に日本を含めた 9 か国を対象に実施された「第 20 回 18 歳意識調査テーマ:国や社会に対する意識」では、「自分で国や社会を変えられると思う」との問いに対し「はい」と回答した割合は、日本では 18.3%と、9 か国中最低でした(「日本財団『18 歳意識調査』調べ」)。

また、令和5年には「こども基本法」が施行されたことや、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若年者が社会形成に参画する機会は着実に広がっており、その重要性はますます高まっています。しかし、「若年者の低投票率」等、若年者の社会参加には課題がみられ、実際に川口市でも若年者の投票率は低位のまま推移しています。

そこで、小中学校の段階から児童生徒の政治や選挙への関心を高めたり、消費者として の基本的な知識や消費者市民社会の重要性についての考え方を身につけたりすることが 大変重要です。

加えて、環境問題や資源・エネルギー問題等、持続可能な社会をめざして解決すべき課題は山積しており、これらの課題を解決し、よりよい社会を築き上げるために、学校教育の中で児童生徒一人ひとりが主体的に社会の形成に参画する力を育成していく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆政治や選挙に対する関心を高め、政治に参加するための自覚を育成するとともに、よりよい社会を実現していくうえで主権者として必要なことを多面的・多角的に考え、課題を主体的に解決しようとする態度を育成する主権者教育を推進します。
- ◆自立した消費者の育成及び消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの 重要性についての理解及び関心を深めるため、体系的な消費者教育を推進します。
- ◆持続可能な社会づくりの担い手を育成するために、環境、経済、社会、文化等のさまざまな課題への取り組みをベースとし、各教科領域から総合的に取り組む「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進します。

1 こどもの意見表明による主体性の育成

- ●社会と関わる中でのさまざまな課題を自分事として認識し、その解決のために自分の意見を表明する活動を通して、こどもの主体性を育む教育を推進します。
- ●学校生活や自身に関わるルールの制定や見直し等について、児童生徒が主体的に参画する 取り組みを推進します。

2 主権者教育の推進

●政治に参加するための自覚を育成するために、小中学校の授業で、政治的中立性に配慮しながら模擬選挙やディベート等を取り入れたり、政治や税の役割等について学んだりする等、学習指導要領にもとづき主権者教育を推進します。また、これらの事業を行う際には、外部機関等と連携し、より効果的な学習を進めていきます。

3 消費者教育の推進

●児童生徒の発達の段階に応じて、家庭科、社会科を中心に各教科等において自立した消費 者の育成等をめざした消費者教育を推進していきます。

4 環境教育及び持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- ●環境への理解を深め、環境を大切にする心と態度を育成し、環境の保全に向けて主体的に 行動できる実践的な態度や資質能力の育成をめざした環境教育の充実に努めます。
- ●児童生徒の発達の段階を踏まえ、持続可能な社会を創り上げるために家庭や地域社会、NPO 等との連携を図り、自然や社会の中での体験的活動を通して、持続可能な開発について考 える授業を推進します。



模擬選挙

カ特別支援教育の充実

■ 現状と課題 ■

国においては、障害者の権利に関する条約の批准を受け、障害のあるこどもが障害のないこどもとともに学ぶことを大切にするとともに、共生社会をめざした「インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組み」や「切れ目のない支援」の充実を図るため、その環境整備が推進されています。

本市では、これまでに国や県の動向を踏まえながら、「障害の有無に関わらず、誰もが相 互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」の実現をめざし、ノーマライゼーションの 理念にもとづく教育を推進しています。

現在、市内の幼児期の教育・保育施設、小中学校においては、発達に課題のある幼児児童生徒が増加傾向にあり、障害やそれに伴うニーズも多様化し、特別支援教育の体制整備の充実が望まれています。特別支援教育を充実させるためには、通常の学級担任のさらなる特別支援教育への理解、特別支援学級担任や通級による指導担当教員の専門性の向上、校内支援体制の構築、特別支援学級や通級指導教室の新設や増設等の環境整備、さらには、関係諸機関との連携を図り、早期からの適切かつ切れ目のない支援をどのように充実していくかが、喫緊の課題となっています。

- ◆インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学級の設置と特別支援教育の推進のための体制整備の充実を図ります。
- ◆特別な配慮を要する幼児児童生徒への適切な指導・支援の充実を図ります。
- ◆早期からの切れ目のない教育的支援ができるように、関係諸機関との連携を強化します。
- ◆教員の専門性の向上を図り、一人ひとりの能力や特性を生かした効果的な指導の充実に 努めます。
- ◆教育・福祉の両面から障害児とその家庭の生活の質を高め、市全体の包摂(ノーマライゼーション)を実現していきます。

1 特別支援学級の設置と特別支援教育の推進のための体制整備

- ●拠点校方式を取り入れた小集団での活動機会の場の確保、特別支援学級に在籍する児童生 徒数の推移や通学距離の適正化を勘案しながら、特別支援学級の設置を計画的に進めます。
- ●通級による指導教員配置の基礎定数化による通級指導教室の適切な設置により、多様な学 びの場を充実させます。
- ●どの児童生徒にも「わかる」「楽しい」が実感できるユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境を構築し、ユニバーサルデザインの視点が導入された授業を展開します。
- ●発達障害を含む障害のある児童生徒―人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。

2 特別な配慮を要する幼児児童生徒への適切な指導・支援の充実

- ●特別な配慮を要する幼児児童生徒の学習の支援を効率的に実施するために、特別支援教育 こども支援員の専門性を向上させ、手厚い支援体制の充実を図ります。
- ●学級担任への支援方法や保護者へのアドバイス等、専門的な見地からの助言を行う特別支援教育アドバイザーによる巡回教育相談の一層の充実を図ります。
- ●医療的ケア児が保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう看護師の配置を含めた取り組みを推進します。

3 関係諸機関と連携を図る就学支援体制の充実

- ●トライアングルプロジェクトの観点から、早期からの切れ目のない支援ができるように、 子ども発達相談センターるるる等関係諸機関と連携を密に図りながら就学相談体制を充 実させます。
- ●一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場について、就学支援 委員会等において多面的に検討し、適切な相談・支援を行います。

4 教職員の専門性の向上

●特別支援教育に関わる教職員研修を充実させ、教職員一人ひとりの専門性を向上させます。 また、すべての市立小中学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内体 制を整備し、校内支援委員会の開催や一人ひとりの課題に対応した支援方法を学ぶための 校内研修等をより一層充実させます。

5 交流及び共同学習の充実と支援籍学習の推進

- ●障害のあるこどもと、障害のないこどもが一緒に学ぶ機会を積極的に設けるため、授業交流や学校生活におけるあらゆる場面での交流を推進します。また、特別支援学校や特別支援学級と通常学級との連携も図り、年間指導計画にもとづいた支援籍学習等の交流及び共同学習も積極的に推進します。
- ●個別の教育支援計画の実効性向上に取り組みます。



キ 一人ひとりの状況に応じた支援

■ 現状と課題 ■

近年の市内外国人居住者の増加や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、すべてのこどもたちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を進めることが一層重要になってきています。

本市の外国人児童生徒については、地域差はありますが、年々増加傾向にあり、外国人児童生徒が学校や学級に複数名在籍しているということは、本市では決して珍しいことではなく、在籍する児童生徒の国籍の多様化も進んでいます。

加えて、不登校児童生徒の増加が全国的に課題となる中、本市の不登校児童生徒数も 年々増加傾向にあり、学業の遅れや進路選択上の不利益とならないよう、学びたいと思っ た時に学べる多様な教育機会の確保に努めることの必要性が指摘されています。

さらに、本市では、令和元年度に公立夜間中学が県内で初めて開校し、学齢期を過ぎた 義務教育未修了者等の就学の機会を提供する学校として、多様なニーズに応じた教育を展 開しており、今後もその役割へ期待が高まっているところです。

- ◆帰国児童生徒や外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒へ、きめ細かに支援します。
- ◆不登校児童生徒の状態に応じた学びの場と居場所の充実を図ります。
- ◆公立夜間中学における教育活動の充実を図ります。
- ◆学力に課題のある児童生徒に対して、一人ひとりの状況に応じた教育を支援します。

1 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援の充実

- ●帰国児童生徒・外国人児童生徒等が日本の学校生活に適応し、生活や学習に必要な日本語 を習得できるよう、日本語の指導を行うための支援体制を充実させます。
- ●日本語の指導を行うための教員等が配置されていない学校に対する日本語指導支援体制 の充実を図り、市内のどの地域に住んでいても日本語の指導・支援が受けられるよう体制 を整備します。
- ●増加する初来日の外国人児童生徒への指導・支援を充実させるために、教育研究所における日本語初期指導教室の設置を進めるとともに、すべての学校と連携・分担体制を構築します。
- ●帰国児童生徒・外国人児童生徒へ適切に指導・支援ができる専門性の高い教員の育成をめ ざして、日本語指導に関する研修の充実を図ります。

2 学びの多様化学校設置による不登校児童生徒への支援の推進

- ●生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成することで、個に応じた教育活動の充実を図ります。
- ●学びの多様化学校での取り組みを市内各校に発信する等、不登校支援の拠点の役割を担い、 不登校児童生徒支援を推進します。

3 夜間中学設置によるさまざまなニーズへの支援の推進

施策 3 ク夜間中学の充実(76ページ)を参照

4 学力に課題のある児童生徒への教育支援の推進

- ●埼玉県学力・学習状況調査における児童生徒一人ひとりの学力の伸びや課題を把握し、個に応じた指導に反映させ、教育支援を図ります。
- ●校務の情報化、デジタル教材やソフトウェアを活用し、個々の学習データ分析にもとづく 学び直し等の個別学習に対応するとともに、ICT を活用した学習支援を推進します。
- ●特別な配慮を要する児童生徒の学習支援について、特別支援教育の観点から、教職員の専門性を高めるとともに、支援員の充実を図り、誰一人取り残さない教育支援体制を構築します。

豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実

ア 豊かな心を育む教育の充実

■ 現状と課題 ■

家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに、自尊感情や規範意識の低下、 人間関係の希薄化が指摘されています。また、社会全体が多様化する中で、答えが一つに 定まらない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見 いだす力が求められます。

このような中、こどもたちに基本的な生活習慣を身につけさせ、規範意識を高めるとともに、健全な自尊感情を育み、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を育む必要があります。そのため、家庭と連携し、「特別の教科道徳」(以下、「道徳科」という。)を要とした学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することが求められています。

また、こどもたちは、他者との関わりや社会、自然環境の中での体験が不足しています。 思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観等の豊かな人間 性や社会性を育む体験活動等が必要です。

- ◆道徳科の特質についての理解にもとづき、各学校において、道徳教育に関する全校的な 指導体制を確立するとともに、いじめ問題や生命尊重等、さまざまな道徳的課題にこど もたちが向き合う「考え、議論する道徳」の授業の充実を図り、学校の教育活動全体を 通じて行う道徳教育を推進します。
- ◆ライフスキルかわぐち推進委員会を設置し、こどもたちの心を育む教育を推進し成果を 発信します。
- ◆こどもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、川口の元気夢わ一く体験事業やライフ スキルかわぐちを推進します。
- ◆こどもたちが、自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣の定着を図るために、学校・家庭・ 地域におけるこどもたちの読書活動を推進します。

1 道徳教育の充実

- ●道徳科の特質についての理解と実際の指導に資する研修を実施し、各学校における授業を 一層充実させるとともに、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行えるよう、道徳教育 推進教師を中心とした校内指導体制づくりを推進します。
- ●10月9日を「川口市道徳の日」として設定し、各校で道徳科の授業公開等を通して道徳教育の取り組みを家庭・地域に示すとともに、各校の取り組みを市ホームページに掲載して広く市民に発信し道徳教育の充実を図ります。

2 こどもたちの心を育む教育の推進

●ライフスキルかわぐち推進委員会において、日常生活で直面するさまざまな問題に対し、 よりよい行動ができる力を育成し、こどもたちの自尊感情を育む教育を推進します。

3 川口の元気夢わーく体験事業やライフスキルかわぐちの推進

- ●こどもたちに豊かな人間性や社会性を育成するため、道徳的実践の場としての川口の元気 夢わーく体験事業等、体験活動の充実を図ります。
- ●豊かな体験活動の一環として、今後も、大貫海浜学園、水上自然教室における宿泊体験学習や、職場体験活動・社会福祉体験活動等の充実を図ります。
- ●市内全小中学校で実践されているライフスキルかわぐちの効果的な活用により、学校の教育活動全体を通してこどもたちの自尊感情を育みます。

4 読書活動の推進

- ●児童生徒の主体的、意欲的な読書活動を支える学校図書館の図書資料や環境の整備・充実 を図ります。
- ●司書教諭を中心に、学校図書館司書と連携し、授業や読書活動、図書委員のこどもが主体 的に関わる取り組みを行う等、学校図書館の利活用を推進します。
- ●各学校における読書活動や読み聞かせ、ブックトーク等、こどもが読書に親しむ機会を提供するとともに、川口市立中央図書館等の関係機関や家庭・地域との連携を図りながら読書活動を推進します。

イ 生徒指導の充実

■ 現状と課題 ■

こどもたちの非行・問題行動の予防や解決を図るためには、学校・家庭・地域・関係機関との連携をより一層緊密にし、一貫性を持った生徒指導体制を確立することやこどもたちの絆づくりや居場所づくりへの取り組みが必要です。

少年非行については、全体的に減少傾向にあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する 少年が後を絶たない等、予断を許さない状況にあります。また、携帯電話やスマートフォ ン等、SNS を介してのトラブルが増加傾向にあります。

このような現状を考えると、少年非行を防止するための取り組みやさまざまな問題に対しては、地域や関係機関が連携を図るとともに、学校と家庭が一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取り組みを進める必要があります。

また、「小1プロブレム」や、「学級がうまく機能しない状況(いわゆる学級崩壊)」、「中 1ギャップ」等への対応についても継続して取り組む必要があります。

- ◆校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関と連携した非行・問題行動の防止に取り組みます。
- ◆関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、有害環境からこどもを守る取り組みを行います。

1 生徒指導体制の充実

- ●校内指導体制を確立し、児童生徒一人ひとりに対する理解にもとづいた生徒指導を推進するとともに、暴力行為等の発生時に組織的に対応する指導体制の充実を図ります。
- ●学校の生徒指導上の問題や「小1プロブレム」、「学級がうまく機能しない状況」、「中1ギャップ」の解決に向け、指導体制づくりに取り組む学校を支援します。
- ●スクールカウンセラー、すこやか相談員・サポート相談員や教育研究所相談員等との連携 を図り、積極的な生徒指導を推進します。

2 学校・家庭・地域・関係機関と連携した非行・問題行動の防止

- ●学校と地域、警察、青少年対策室等の関係機関との連携を図り、いじめや非行問題行動を 未然に防止するための取り組みを推進します。
- ●川口市生徒指導委員会等を通して、本市における非行・問題行動の現状を明らかにするとともに、学校、警察、青少年健全育成団体と連携を図り、未然防止、再発防止に取り組みます。また、各学校間と家庭・地域、警察、防犯対策室等の関係機関とのネットワークを形成し、情報の共有と連携の強化を図ります。
- ●非行防止教室や薬物乱用防止教室の内容の充実を図るとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。

3 有害環境からこどもを守るための取り組みの推進

- ●メディア上の有害情報等、社会の有害環境からこどもたちを守るために、警察職員や電気 通信事業者等の外部指導者と連携して、犯罪やトラブルの未然防止に取り組みます。
- ●こどもたちが自らの意志で有害情報に接しないためのネットリテラシーの育成や有害情報に接することができない環境づくりに向けた、保護者や関係者への啓発活動を推進します。

ウ 人権を尊重した教育の推進

■ 現状と課題 ■

現在、いじめや児童虐待、女性、高齢者、障害のある人への差別、同和問題、北朝鮮による日本人拉致問題、インターネットによる人権侵害等、人権に係るさまざまな問題が発生しています。また近年では性的マイノリティへの差別の問題等、新たな人権課題もみられるようになりました。加えて、市内で生活する外国人も増加しており、言語・文化の違いによるさまざまな人権に係る問題も発生しています。

そのような中で、すべての市民がお互いの人権を尊重しながら、ともに生きていく社会 の実現が求められています。

このような人権問題の解決のためには、学校・家庭・地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進していくことが大切です。

そこで、人権に関する正しい知識を身につけるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身につける必要があります。

- ◆自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識の向上を図るため、さまざま な人権課題に対応した人権教育を推進します。
- ◆児童生徒に豊かな人権感覚を育むための取り組みの充実を図ります。
- ◆人権教育を推進する教員の研修の充実を図ります。
- ◆関係機関等と連携し、効果的な人権教育の実践を行っていきます。

1 人権教育推進体制の充実

- ●学校全体の指導方法の工夫・改善と人権教育を推進する指導者の育成を図るため、市立学校の管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、さまざまな人権課題について理解を深めるための取り組みを行います。
- ●家庭・地域社会における人権教育を推進するため、学校関係者や行政職員、人権擁護委員 や各種団体等が参加する川口市人権教育推進協議会会員を対象とした人権教育研修を行 います。

2 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- ●児童生徒や保護者等の豊かな心や人権感覚を育むための「人権感覚育成プログラム」(埼玉県教育委員会作成)を実践していきます。
- ●教員対象の研修会等を通して、児童生徒に人権感覚を身に付つけさせるための指導方法の 工夫・改善に取り組みます。

3 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

●人権問題について児童生徒が主体的に考え、人権作文や人権メッセージ等に表現する取り 組みを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

4 さまざまな人権課題に対応した教育の充実

●いじめや児童虐待、女性、高齢者、障害のある人への差別、同和問題、外国人、性的志向・性自認、北朝鮮による日本人拉致問題、インターネットによる人権侵害等、すべての人権 課題の解決に対応した教育を充実させます。



授業の様子

エ 健康の保持・増進

■ 現状と課題 ■

近年における都市化、少子化、情報化、国際化等、社会環境や生活様式が大きく変化する中、児童生徒の心身両面にわたる現代的な健康上の問題が生じています。特に、心の健康、薬物乱用、生活習慣病、アレルギー疾患、感染症等、健康問題が複雑化、多様化しており、健康教育の一層の充実が求められています。

生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、食事、運動、睡眠等における望ましい生活習慣の確立が重要ですが、特に食習慣は、こどもの頃の習慣が将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼします。食生活の多様化が進む中で、栄養バランスのとれた学校給食は、心身の健全な発達だけでなく、成長期にある児童生徒の望ましい食習慣を形成し、皆と一緒に食事をすることで人間関係を豊かにする等、多様な教育効果が期待できます。学校給食を重要な教育活動として、食育の生きた教材となる学校給食の充実と学校における食育の推進が求められています。

- ◆学校・家庭・地域の関係機関が連携し、児童生徒が健康で充実した学校生活を送るとと もに生涯にわたって心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成するため、学校 保健活動を充実します。
- ◆不安定な思春期における児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や、薬物乱用防止教育を推進します。
- ◆安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の保持増進、 身体の健全な発達を図ります。
- ◆食に関する指導を効果的に進めるために給食の時間はもとより、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて、食育の推進に取り組みます。

1 学校保健の充実

- ●各学校で学校保健計画を作成し、児童生徒、教職員、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等で構成する学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図り、児童生徒の望ましい生活習慣を培い、健康管理の充実に取り組みます。また、小学校と中学校が合同で開催する小中連携型の地域学校保健委員会を設置し、地域のこどもたちの健康課題の共有や協議等により、課題解決に向けて PDCA サイクルを生かした健康教育を推進していきます。
- ●肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題等、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題への対応に取り組みます。また、学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員の資質能力の向上を図ります。
- ●児童生徒の発達の段階に応じ、がん、心臓病や脳血管疾患、歯周病等の生活習慣病等の疾病に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、疾病等に係るリスクを軽減し健康の保持増進をする方法を選択する学習を行う等、学齢期はもとより、生涯にわたり健康の保持増進のために必要な実践力を育成する保健教育の充実を図ります。さらに、これら保健教育の充実を通して、がん患者に対する偏見や差別をなくすようにします。

2 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進

- ●体育担当教員や養護教諭、学校保健担当者等が中心となり、学校の教育活動全体を通じて 児童生徒の発達の段階や心と体のバランスに配慮した性に関する指導、性感染症の予防・ 啓発の充実を図ります。
- ●薬物が体に与える影響や依存症の危険性を伝え、適切な意思決定や行動選択の基礎を培う 教育を進めるとともに、地域関係機関と連携し日常生活全般を通じて薬物乱用防止を図り ます。

3 学校給食の充実と食育の推進

- ●成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全でおいしく 豊かな食事を提供します。
- ●楽しい食事や給食活動を通して、発達の段階に応じた食生活に対する正しい知識と望まし い食習慣を身につけるとともに、好ましい人間関係の育成を図ります。
- ●食に関する知識や技能を総合的に身につけることができるよう、各教科等において食に関する指導と相互に関連づけ、学校教育活動全体で横断的に取り組みます。
- ●学校給食を通して、地域特有の食文化や産業等の理解を図るとともに、生産者への感謝の 心や郷土愛を育むため、地元農産物を活用する等、地産地消を推進します。
- ●安全・安心で充実した学校給食の実施のため、新たな学校給食センターの整備を進めます。



オ 体力の向上と学校体育活動の充実

■ 現状と課題 ■

本市児童生徒の体力は、川口市児童生徒体力向上推進委員会での取り組みを中心に、市全体で体力の向上に努めてきた結果、上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新体力テストの5段階絶対評価の上位3段階(A+B+C)の児童生徒の割合は令和2年度以降、年々低下しています。また、全国的には、こどもたちの生活全体から日常的な身体運動が減少しており、運動をするこどもとしないこどもの二極化の傾向も指摘されています。体育・保健体育の目標である、生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での体育授業や体育的行事、運動部活動等の体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図るとともに、家庭や地域とも連携し、運動好きな児童生徒の育成を通して、児童生徒に運動習慣を身につけさせることが大切です。

また、学校における運動部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資する等、大きな役割を果たしてきました。しかし、今後少子化が進む中で、その運営にあたっては、学校や地域の実態に応じて、部活動指導員等外部指導者の活用や各地域クラブ等との連携による地域展開の推進、合同部活動の取り組み等、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

- ◆児童生徒の体力向上の取り組みをより一層推進するとともに、発達の段階に応じた体力 に関する数値目標を設定し、市内全校での達成をめざします。
- ◆こどもたち自身の生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、教員の指導力 向上を図るとともに、学校が家庭や地域と連携して、児童生徒の生活習慣の改善や運動 習慣の確立を図ります。
- ◆部活動指導員等外部指導者の拡充や各地域クラブ等との連携を図った部活動の運営を 行い、段階的な地域展開を推進します。



地域クラブ活動推進



授業の様子

1 児童生徒の体力向上の取り組み

- ●新体力テスト結果の考察や分析を行うとともに、児童生徒―人ひとりに合わせた具体的な 「体力向上目標値」を設定します。
- ●体力向上に関する情報や実践事例等を紹介し、きめ細かい指導の実践に取り組みます。

2 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

- ●体育授業を中心に、教育活動全体を通して運動に親しむ取り組みを推進することで、運動 好き、体育好きな児童生徒を育成します。
- ●教員の体育実技に関する専門的な指導力の向上と学校体育活動における事故防止・安全性 を確保するための指導者研修の一層の充実を図ります。

3 生活習慣の改善や運動習慣の確立

- ●児童生徒が自ら進んで運動を適切に実践する習慣や、食事、休養及び睡眠の調和のとれた 生活習慣を身につけ、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身につけ るために、学校の教育活動全体を通じて、保健教育と体育、運動を関連させた指導を充実 させます。
- ●生活習慣の改善や運動習慣の確立に向け、学校公開日や学校保健委員会での啓発、医療関係者による講演等の地域人材の活用等、学校と家庭・地域が連携した取り組みを推進します。

4 地域と連携した部活動の運営

- ●学校や地域の実態に応じて、地域クラブ等との連携を図った部活動の運営を行うとともに、 段階的な地域展開を進めます。
- ●教員の働き方改革の推進及び専門性を生かした指導を充実させるため、部活動指導員等外 部指導者の採用拡大を進めます。
- ●生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、運動部活動の活動時間や休養日の適 正化を進めます。

【施策2】高等学校教育の充実

高等学校教育の推進

ア 魅力ある高等学校づくり

■ 現状と課題 ■

市立高等学校には、市内の人材を育成して地域文化を支える等、本市の発展において一 翼を担っていくという大きな使命があり、このような高等学校づくりの推進は、社会の変 化とともにますます重要度が高まってきています。

市立高等学校には、生涯にわたって学び続けることが望まれるこれからの社会にあって、 生徒一人ひとりの能力や個性の伸長を図り、進路実現をかなえることが求められています。 そこで大学進学実績のさらなる向上を図るために、学力向上と進路指導の充実が課題となっています。

また、旧市立高等学校3校それぞれの歴史や伝統を受け継ぎつつ、文武両道の進学校として、知・徳・体の調和のとれた人材の育成、科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成や、本市の将来を背負って立つ地域社会のリーダーの育成、加えて、令和3年4月に開校した附属中学校との中高一貫教育を推進することで、本市教育における学力向上を担うリーディング校としての役割も求められています。

- ◆市立高等学校は、本市教育における学力向上を担うリーディング校として、社会のリー ダーとなる人材を育成する学校をめざします。
- ◆市立高等学校は、科学技術創造立国である我が国をリードする人材を育成する学校をめ ざします。
- ◆市立高等学校は、多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、進路保証を可能とする 教育を推進する学校をめざします。

1 学力向上のリーディング校としての教育の推進

- ●少人数授業を充実させ、きめ細かな教科指導の徹底を図り、学力向上に取り組みます。
- ●長期留学や短期間の海外派遣、外国人講師による授業の活用等により、グローバルな人材 の育成を図ります。
- ●附属中学校との一貫教育を推進するとともに、小中学校と連携し、市内全体の学力向上を 推進します。

2 科学分野の知識や技術の習得を重視した教育の推進

- ●理数科を中心に、探究活動、実験・実習等を通して、将来につながる「科学的なものの見方・考え方」の育成を図ります。
- ●最先端科学技術を有する研究施設や大学等と連携し、研究者等による出張講義や共同研究等を実施します。

3 進路保証ができる教育の推進

- ●理数科、普通科の中高一貫クラスや特進クラスを核に、国公立大学・難関大学への進学を めざす教育を推進します。
- ●予備校等の民間教育機関と連携し、急激に変化する入試制度等に的確に対応できるような 進路指導体制を充実させます。
- ●地元の企業と連携を図り、インターンシップやボランティア活動を推進し、社会的・実践的体験活動を通して働く意義について考えることで、キャリア教育を主体的に進めます。

イ 中高一貫教育推進に向けた特色ある附属中学校づくり

■ 現状と課題 ■

令和3年4月に開校した川口市立高等学校附属中学校は、「未来を創るリーダー」の育成を目標に、指導力のある教師の支援のもと、生徒を中心とした教育活動を展開し、本市教育におけるリーディング校として、魅力ある高等学校づくりが推進されてきました。令和8年度入学生からは、募集人数を増員するとともに、出願資格を「本市内」から「埼玉県内」へと拡大し、教育課程の更なる充実を図り、埼玉県教育におけるリーディング校をめざします。なお、中高一貫校の利点としては、以下のことがあげられます。

- ① 6年間の計画的・継続的な教育が展開できること
- ② 6年間にわたり生徒を継続的に指導することにより、生徒の個性を伸ばし、優れた 才能の発見がよりできること
- ③ 中学校1年生から高校3年生まで、異年齢集団による活動が行えることにより、中学・高校別の学校では味わえない貴重な体験ができること

これらの利点を生かすとともに、最新の施設・設備も有効に活用しながら、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身につけ、さまざまな分野で活躍できるリーダーの育成をめざします。

- ◆市立高等学校附属中学校は、高等学校と連携を図り、中高一貫教育の利点を生かしなが ら、社会のリーダーとなる人材を育成する学校をめざします。
- ◆市立高等学校附属中学校は、学習者(生徒)を起点とした学びを軸として、学校・保護者・地域が三位一体となってこれからの社会を担う人材の育成をめざします。
- ◆市立高等学校附属中学校は、中高6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することで、 一人ひとりの個性や創造性を大きく伸ばすとともに、優れた才能を発見し、幅広い年齢 の集団生活を経て、社会性や豊かな人間性の育成をめざします。

1 特色ある教育活動

- ●中学校 1・2 年生では 1 クラス 30 人未満学級による少人数授業を充実させ、きめ細かな教科指導の徹底を図り、学力向上に取り組みます。
- ●45 分×7 時間、週 33~34 時間の授業展開を実施し、充実した学習活動を行っていきます。
- ●CIR (国際交流員)による授業や英語を使って、地球規模の問題について考える科目の設定等により、グローバルな視野を育成する国際理解教育を推進します。
- ●サイエンスフィールドワークによる科学的な体験学習や大学との連携による科学技術教育を推進します。

2 計画的・継続的な教育課程

- ●中学校1・2年生を「基礎・体験」、中学校3年生・高等学校1年生を「探究・実践」、高等学校2年生を「発展・挑戦」、高等学校3年生を「飛躍・敢為」と4つの段階で捉え、生徒ー人ひとりの進路実現に向けた教育課程を編成します。
- ●各教科の特質に応じて、中学校の教育課程に応用・発展的な内容の学習を取り入れ、中高の継続的な教育を推進します。
- ●中学校教諭と高等学校教諭の相互の教科指導による系統性のある学習指導をめざします。



川口市立高等学校・附属中学校 校舎

きゅぽらんイラスト

第2章 こどもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携し、併せて教育的資源を活用することで、こど ものさまざまな社会経験の場や活動の場を増やします。さらに地域ぐるみの安全体制を整備し、 こどもの成長をサポートする基盤強化をめざします。

関連する主な SDGs のゴール







【施策3】教育力向上のための体制づくり

質の高い学校教育を推進するための環境の充実

- ア 特色のある学校づくりの推進
- イ 教職員の資質・能力の向上
- ウ 学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくり
- エ こどもたちの安全・安心の確保
- オ いじめ防止対策の推進
- カ 不登校児童生徒への支援
- キ 教育相談の充実
- ク 夜間中学の充実

【施策4】誰もが適切な教育を受けられる環境の充実

地域の教育力・健全育成活動の充実

- ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- イ 青少年の健全育成
- ウ 地域クラブ活動(文化芸術・スポーツ活動)の推進

【施策5】教育的資源の活用

教育的資源の活用

ア教育的資源の活用

【施策3】教育力向上のための体制づくり

質の高い学校教育を推進するための環境の充実

ア 特色のある学校づくりの推進

■ 現状と課題 ■

公立学校においても、各校の特色を明確に打ち出し、保護者や地域等に広く発信していくことが必要とされています。本市のこどもたちが、確かな学力と豊かな人間性を育み、健康な体と体力を向上させるためには、教育に関するさまざまな取り組みを通して学校を活性化させ、市民の信頼に応える、魅力を持った学校をつくることが求められています。これからの社会を担うこどもたちを、たくましくのびのびと育てるためには、幅広い市民の理解と協力のもとに学校が主体性を発揮し、学校・家庭及び地域が連携して、ともにこどもたちを育てる体制を築くことが重要です。学校が自主性、自立性を発揮してさまざまな創意工夫をしながら魅力のある学校づくりを積極的に推進していくことが、各学校の特色へと結びついていきます。特色ある学校づくりを推進するために、学校の主体的な取り組みを尊重し、支援していく体制を整備することが求められています。

- ◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用することによって、地域とともに 特色ある学校づくりを一層推進させ、学校の活性化を図ります。
- ◆児童生徒の教育活動を支える支援員の配置等、学校に対して人的な支援を行うことで、 教育活動を充実させ、特色ある学校づくりに結びつけていくようにします。
- ◆教育委員会の研究委嘱を計画的に行うことで、特色ある学校づくりを推進し、各校教職員の指導力を高めるとともに、教育課題について研究を深め、本市の学校教育の充実を図ります。

1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用

●コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用することによって、各校では特色ある学校づくりを進める中で、教育内容の質の向上や教職員の意識の向上に努め、市民の信頼に応える学校をめざして積極的に教育活動を推進していきます。また、保護者・地域の方が学校運営に参画することで、めざすべき教育のビジョンを共有し、学校を核とした地域ぐるみの学校づくりをめざします。

2 学校支援員の配置・充実

- ●特色ある学校づくり推進校(地域や学校の特色を生かし、独自の推進テーマを設けた学校)を推進するため、すべての市立幼稚園・小中学校にアシスタント・ティーチャーを配置しています。知・徳・体の調和のとれた児童生徒等を育成するために、学習指導の充実、学校図書館教育の充実等、各校の設定したテーマに沿った教育活動の支援を充実させることで、教育効果を上げます。
- ●大学生学習支援員等のボランティア支援員に活動してもらう、かわぐち学校サポートプラン事業の充実を図ることで、授業及び部活動・課外活動等で教育効果を高めます。

3 研究委嘱の充実

●研究領域を定め、2 年間にわたって複数の教科・領域等で研究を推進します。「学力向上」「徳力向上」「体力向上」「今日的課題」「学校・地域の課題」等を研究領域として、委嘱を受けた学校がテーマに沿って研究を推進し、日々の学習指導に生かすとともに、研究成果を市内に発信し、本市の学校教育の充実を図ります。

イ 教職員の資質・能力の向上

■ 現状と課題 ■

次代を担う児童生徒一人ひとりを認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学 び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大 切です。

本市の教職員の年齢構成は、大量退職時期を経て、若返ったため、学校のミドルリーダーとして活躍が期待される中堅教職員の数が少なく、初任者をはじめ若手教職員が増加しています。そのような中、学校教育の質的な維持向上を図るためには、使命感、指導力や複雑化・多様化する課題を解決する力を兼ねそなえた教職員の育成を継続的かつ着実に行うことが一層重要になってきます。

そのため、新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教職員が主体的に学ぶ姿勢を支援しながら、教職員のキャリアステージ等に応じた研修、調査研究の充実を図り、すべての教職員一人ひとりの指導力の向上させることが求められています。

- ◆教職員の指導力や課題解決力の向上をめざし、教職員の専門性や経験年数等、キャリア ステージに応じた総合的、体系的な研修の充実を図ります。
- ◆児童生徒の豊かな心や人間性を育む方策や、今日的課題に関する研修を充実します。
- ◆学校訪問・学力向上訪問等による指導を通して、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。
- ◆本市の教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究を進めます。



教職員研修

1 研修や経験に応じた総合的、体系的な研修の充実

- ●教職員の年次研修を体系的に実施し、若手の段階からベテランの段階まで、着実かつ切れ 目のない指導力向上施策に取り組みます。
- ●学校長から推薦された教職員を教育研修生として任命し、学級経営や教育相談等、経験年数に応じて求められる指導力を備える研修を実施し、教職員の専門性を高めます。

2 児童生徒の豊かな心や人間性を育む教育や今日的課題に関する研修の充実

- ●児童生徒の豊かな心や人間性を育むための指導力をそなえた教職員の育成をめざし、一人 ひとりの自尊感情を高めるためのライフスキルかわぐちの研修や道徳科をはじめとした 心の教育の充実を図るための研修を確実に実施します。
- ●特別支援教育や人権教育に関する理解や取り組みを推進するための研修、不登校支援や日本語指導等に関する研修、児童生徒の安全・保健・食に関する研修を実施します。

3 学校訪問・学力向上訪問等の推進

- ●学校訪問・学力向上訪問等を通して、学習指導や生徒指導等教育指導上の諸課題について、 学校へ適切に指導を行い、課題の解決を図ります。
- ●各指導主事が専門性を発揮し、学校や教職員一人ひとりに応じた指導助言を通して、教職 員の指導力の向上を図ります。

4 教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究の充実

●課題研究や各種支援事業を活用し、今、対応が求められているさまざまな教育上の諸課題 について調査研究を進め、その成果を効果的に市内に広めることにより、教職員の専門性 を高め、優れた人材の育成を図ります。

ウ 学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくり

■ 現状と課題 ■

次代を担うこどもたちに生きる力を身につけさせ、豊かな人間性を育んでいくためには、 個々の教職員が教育に対する情熱や使命感、倫理観を持ち、学び続ける教職員としてのあ り方を自覚しながら、個々の能力や個性を発揮するとともに、組織体である学校は、集団 として学校の組織力を強化する必要があります。

現在、教職員が大量に退職する時期を経て、若手教職員が豊かな経験を有した教職員の 専門的な知識や技能をどのように活用し、学校という組織の中で共有を図っていくかが大 きな課題となっています。そのためにも、学校教育目標、めざす学校像、学校経営方針等 の具現化を図っていくためには、学校の組織力を強化するとともに、中核となる教職員の 育成やリーダーシップを発揮できる管理職の育成が求められています。

また、学校や教職員に対する過度の期待、学力向上、いじめ・不登校問題等、複雑化・ 多様化した諸課題を背景として、多忙感やストレスを感じている教職員もいることから、 こどもたちと十分に向き合うためにも教職員の負担軽減を図ることが求められています。

- ◆学校の組織力を強化するため、中核となる教職員の育成やリーダーシップを発揮できる 管理職を育成します。
- ◆各学校において、学校評価・人事評価を学校経営・学校運営に効果的に活用できるよう 充実を図ります。
- ◆教職員が児童生徒と向き合う環境づくりの取り組みを推進するとともに、心身の健康の 保持・増進や倫理観の醸成等、教職員への支援に取り組みます。

1 中核となる教職員、リーダーシップを発揮できる管理職の育成

- ●各学校を担う管理職としての資質・能力や意識の向上を図るため、学校経営研修会や教頭 マネジメント研修会等の管理職対象の研修会を実施し、研修内容等の充実を図ります。また、市立学校長会議や市立学校教頭・副校長会議等の機会を通して管理職としてのリスクマネジメントの意識向上を図り、資質・能力の育成を図ります。
- ●ライフステージに応じた研修会として、概ね 10 年経験以上の教職員を対象とした教育経営部会や主幹教諭・教務主任を対象とした教育課程研修会を実施し、学校の中核となるミドルリーダー等の育成を図ります。

2 学校評価・人事評価の効果的な活用

- ●学校評価に関しては、学校自己評価重点シート等を活用して各学校が自己評価を行うとと もに、学校関係者評価委員会を開催し、学校関係者評価を生かした学校経営・学校運営を 推進します。
- ●人事評価に関しては、教職員個々の自己評価シートを活用し、教職員の資質・能力の向上 を図り、教職員が協力して学校全体を活性化させ、教育力を高めます。

3 教職員の倫理観の醸成

●教職員による不祥事根絶に向け、経験年数に応じた研修会を実施し、倫理観の醸成に努めます。

4 教職員の心身の健康の保持・増進

- ●川口市立学校衛生委員会を設置するとともに、各学校においても、衛生管理者・衛生推進者を選任します。併せて、全市立学校・園においてストレスチェックを実施し、それに伴う研修を充実させることで、職場環境の整備や教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。また、産業医の指導による健康相談を実施し、健康指導を推進します。
- ●教職員メンタルヘルスカウンセラーを配置し、研修会や個別の相談等を通して教職員の心 身の健康保持・増進を図ります。

- ●在校時間調査を毎月実施し、週1回のリフレッシュデー等を通して早めの退勤を意識させるとともに、学校における負担軽減に向けた取り組みを進め、教職員の心身の健康の保持・ 増進を図ります。
- ●学校で発生する諸問題の早期解決及び適切な対応を図るため、弁護士や臨床心理士等、専門家による相談体制を充実させ、学校における負担軽減を図ります。



エ こどもたちの安全・安心の確保

■ 現状と課題 ■

学校や通学路等におけるさまざまな事件、事故、災害から児童生徒を守ることが一層強く求められています。近年は自然災害が多く発生し、甚大な被害を及ぼしていることから、防災への意識も高まっています。

学校の安全指導については、学校の危機管理体制を一層充実させるとともに、児童生徒 自らが危険を予測し、回避する能力を身につけさせることが必要です。自転車に起因する 交通事故が多く発生していることから、交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高める指 導の徹底を図り、自転車の安全利用を推進する必要があります。また、学校に不審者が侵 入する事案も起きており、不審者対応も含めた教職員の危機管理能力の向上を図ることが 求められています。

さらに、学校や家庭・地域、関係機関等、地域ぐるみでこどもたちの安全・安心を確保 することも求められています。

- ◆日常生活に起こり得るさまざまな事象に対して、児童生徒自ら危険を予測し、回避する 能力を身につけさせることができるよう、発達の段階に応じた安全教育を推進します。
- ◆学校の危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- ◆児童生徒の生活安全や交通安全、災害安全(防災)について、家庭や地域、関係機関と 連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

1 安全教育の推進

- ●児童生徒の安全・安心を確保するため、すべての学校で学校安全に関する計画を検証・改善し、適切に実施します。
- ●安全教育、防犯・防災教育等の視点を踏まえた各種の避難訓練等を計画的に実施することで、安全意識や自ら危険を予測し回避する能力等を身につけ、主体的に行動できる児童生徒を育成します。
- ●警察や交通安全対策課等の関係機関との連携を密にし、自転車運転に関する講習会や交通 安全教室の実施等により、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく安 全に生活できる児童生徒を育成します。また、条例により損害賠償保険等への加入が義務 化されたことやヘルメット着用の必要性について啓発を行います。

2 学校の危機管理体制の整備・充実

- ●警察や消防、防災課、防犯対策室等、関係機関との連携を密にし、各学校において、防災マニュアルや避難所開設マニュアル、危機管理マニュアル等を整備するとともに、それらを的確に活用できるよう、教職員研修や校内研修の充実を図ります。
- ●ゲリラ豪雨や突風、竜巻等の自然災害にも対応できるように、各学校において、防災マニュアルを充実する等、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。

3 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

- ●児童生徒に対する防犯・交通安全教育を推進します。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの活用・見直し、スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実、学校応援団や学校運営協議会との連携等により、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。
- ●通学路の安全点検及び通学方法等の点検を随時行うことを通して、各学校における登下校 時の通学路の安全確保に向けた取り組みの充実を図ります。



AED 講習

オ いじめ防止対策の推進

■ 現状と課題 ■

本市のいじめ認知件数は高い水準で推移しています。いじめは重大な人権侵害であり、 許されるものではありません。いじめは、どのこどもにも、どの学校にも、また学校外で も起こり得るものであるとの認識のもと、学校や家庭・地域や関係諸機関が一体となって 対応し、社会全体で解決しなければならない問題です。このような中で、すべてのこども たちにいじめを「しない」「させない」「許さない」という意識を醸成することが必要です。 また、いじめ防止対策推進法や川口市いじめの防止等のための基本的な方針等を踏まえ つつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

- ◆いじめ防止対策推進法等にもとづき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた 組織的な取り組みを進めます。
- ◆こどもたちの他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ問題の解決に社 会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- ◆いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた教職員の専門的な知識や技能の向上に 努めます。
- ◆いじめに悩んでいる児童生徒や保護者が相談できる体制の充実を図ります。

1 いじめ防止対策の推進

- ●川口市いじめ問題対策協議会において、学校・家庭や地域・警察等の関係機関が一体となって、いじめ問題に関わる対策を協議し、いじめ問題の解消に取り組みます。
- ●いじめ対応教員が中心となり、組織的ないじめの早期発見・早期対応に努めます。
- ●いじめゼロサミットを通して、児童生徒が取り組む「いじめゼロ活動」を推進し、いじめ を許さない気運を醸成します。
- ●ネットいじめやネットトラブル等からこどもを守るため、関係機関と連携し、教員への研修を実施するとともに、保護者・児童生徒への啓発を行います。
- ●「いじめ予防ピンクピンバッジ」を児童会役員、生徒会役員が着用し、いじめの予防を呼びかけます。着用時期は、6月、9月、11月、2月です。
- ●各学校からの、いじめ認知件数定期報告をもとに、実態把握に努めるとともに、必要に応じて、いじめの解消に向けた支援を行います。

2 相談体制の充実

- ●いじめ相談テレフォンや、いじめ相談メール等、さまざまな相談窓口を周知し、いつでも相談できる体制の充実を図ります。
- ●教育研究所にカウンセラーを配置し、心理面で重篤な状態等、カウンセリングが必要な児 童生徒や保護者の相談に対応します。
- ●学校において、アンケート調査を実施し、いじめ対応教員や学年主任等、誰にでも相談できる体制を整えられるよう支援します。

カ 不登校児童生徒への支援

■ 現状と課題 ■

本市の不登校児童生徒数は、小中学校で増加傾向にあります。不登校はどの児童生徒に も起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう 配慮することが求められます。さらには、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭 し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが 重要です。

不登校児童生徒への支援においては、本人の意思を十分に尊重したうえで、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばしながら、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざすことが求められます。また、児童生徒の社会的自立に向け、児童生徒一人ひとりの状態に応じた適切な支援がなされるよう、学校のみならず、家庭・地域・関係機関が連携して不登校支援を進める必要があります。

- ◆児童生徒―人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- ◆不登校に悩んでいる保護者が相談できる体制の充実を図ります。
- ◆児童生徒の不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた教員の専門的な知識や技能 の向上に努めます。
- ◆不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立ができるよう、さまざまな体験活動や学習の機会を提供します。

1 不登校対策の推進

- ●学びの多様化学校を令和8年4月に開校し、学びたくても在籍する学校に行くことのできない生徒のための特別の教育課程を編成し、不登校生徒を支援します。
- ●各中学校区に教育相談支援員を配置し、相談活動や家庭訪問等を行う等、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育相談活動を推進します。
- ●教育研究所にカウンセラーを配置し、心理面で重篤な状態等、カウンセリングが必要な児 童生徒や保護者の相談に対応します。
- ●不登校に係る調査を継続して実施しつつ、課題を抱える学校には訪問して対策を検討する 等、未然防止を図るとともに、早期発見・早期解消に努めます。
- ●児童生徒が明るく安心して学べる学校づくりの実現のため、教員に対する研修を充実し、 不登校の未然防止、早期発見・早期解消に努めます。
- ●校内教育支援センター(ほっとルーム)の設置を促進し、学校内における教室以外の居場 所を確保することで、不登校児童生徒の心理的安定を図ります。

2 学校復帰等の意欲に応える機会の提供

- ●学校へ行きたい意思がありながら登校できない児童生徒に対し、一人ひとりの意欲に応える体験活動や学習機会を提供するため、教育支援センター(中学校:チャレンジスクール・小学校:わくわくスクール)を開設し、社会的自立に向けた支援を行います。
- ●不登校児童生徒の実態に応じながら学習の機会が得られるよう、支援を行います。
- ●不登校児童生徒の社会的自立への一助とするため、保護者とともに不登校を考える会を開催します。

キ教育相談の充実

■ 現状と課題 ■

現代は超少子高齢化や急速なグローバル化の進展、デジタル技術の発展等、社会は急激に変化しており、将来の予測が困難な時代となっています。予測困難な時代を象徴する事態として新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありました。学校の臨時休業や教育活動の制限等の対策がとられましたが、体力の低下や、不登校児童生徒の増加等を含め、こどもたちの心身の発達への影響が懸念されています。生徒指導上の諸問題は、極めて多岐にわたるものとなっています。いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況です。また、不登校児童生徒数も増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。さらに、児童虐待、ヤングケアラー、貧困等、こどもの抱える困難は多様化・複雑化しています。これらの解決のために、教育研究所や各学校における教育相談体制の一層の充実を推進します。

- ◆学校における教育相談体制の整備・充実を図り、児童生徒一人ひとりの状況に応じたき め細やかな教育相談活動を推進します。
- ◆教育研究所における教育相談環境の整備・充実を図り、児童生徒の心理や福祉に関する 多様な相談にも対応できる教育相談体制づくりを推進します。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関が連携を図り、増加する不登校等、生徒指導上の諸問題に 関わる未然防止、早期発見・早期対応、早期解決に取り組みます。
- ◆教育全般についての悩みや不安を抱える家庭への相談に応じます。

1 学校における教育相談体制の整備・充実

- ●管理職、教育相談支援員、スクールカウンセラー、いじめ対応教員、教育相談担当教員、 担任等の連携を図った校内教育相談体制の整備・充実を推進します。
- ●教育相談の研修会や、校内研修会を通して、質の高い教育相談活動に必要な理論や技法、 態度を身につけた教職員や教育相談支援員の育成を図ります。
- ●指導主事による学校訪問での指導助言や、スクールソーシャルワーカーによる支援計画の 立案等、さまざまな問題の解決に向けた支援を行います。

2 教育研究所における教育相談体制の整備・充実

- ●教育研究所に、教育相談員やカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、さまざまな相談支援にも対応し、問題の解決や悩みの解消に向けた支援を行います。
- ●中学校区の地域において児童生徒の相談活動を行う教育相談支援員を各中学校に配置します。また、ひきこもり等の児童生徒には訪問相談員が家庭を訪問し、学校との連携を図りながら相談・支援を行います。
- ●精神的な面で不安を抱える児童生徒に対して、専門医が教育研究所において相談を行います。
- ●保護者や学校から申し込みがあった学校不適応や就学に関する相談に対して、教育研究所の指導主事や特別支援教育アドバイザーが学校を訪問し、相談・支援を行います。

3 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- ●いじめに関する相談電話への対応や、いじめ相談メールの設置により、未然防止、早期発 見・早期対応、早期解決に努めます。
- ●解決困難な事案については、スクールソーシャルワーカーや関係諸機関を交えたケース検討会議を実施し、解決に向けた支援に取り組みます。
- ●教育支援センターを市内に設置し、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的 自立に向かえるよう、小集団での人間関係づくりや学習、教育相談等を行います。
- ●発達に課題がある、または、あると思われる幼児(年長)や児童生徒の相談と、適正な就 学の支援について、保護者とともに進めていきます。

ク 夜間中学の充実

■ 現状と課題 ■

平成28年12月に成立した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律にもとづき、戦後の混乱期に学校に通えなかった方や不登校等、何らかの事情により学校で十分学ぶことができなかった方、さらには外国籍の方等に対する学習機会の提供を目的に平成31年4月に埼玉県内初の公立夜間中学(以下、「夜間中学」という。)として、芝西中学校陽春分校を本市に開設しました。

生徒は、埼玉県内全域から受け入れており、義務教育を修了した方であれば、国籍を問わず入学することができます。入学した生徒は、卒業後の進路に目標を持ち、夜間中学での生活が大切な学びの場となっています。

こうした状況を踏まえ、学びを求める生徒の多様なニーズを受け止めながら、より一層 の教育内容の充実を図ることや、施設設備面の充実を図ることが今後の課題となっていま す。

- ◆公立の中学校として、学習指導要領にもとづいた指導を実施するとともに、一人ひとり のニーズに適した学びの場となるよう教育課程の充実を図ります。
- ◆日常の学校生活を通して日本の文化やマナーについて学習したり、本校生徒との授業や 行事における交流等を通して体験的に学習したりすることで、多様な生徒の実態に対応 した学習活動の充実を図ります。
- ◆より充実した環境での教育の機会の確保に向けて、施設の整備を図ります。

1 学習指導要領にもとづく教育課程の編成

- ●学習指導要領にもとづいて特別な教育課程を編成し、一人ひとりのニーズに応じた教育課程を編成します。
- ●美術、技術、家庭等の技能教科については、作業が継続しやすいよう、一定期間にまとめて時間割を編成します。
- ●在籍生徒が多国籍であることから、さまざまな国の文化や考え方を認め合えるよう国際理解教育の充実を図ります。

2 一人ひとりの生徒に応じた指導の充実と人的支援

- ●学習支援員の配置等の人的支援を行い、生徒一人ひとりを手厚くサポートできる指導体制 の充実を図ります。
- ●特に、学力に差が出やすい数学や英語、基礎体力の違いがある保健体育については、工夫 した少人数指導を推進していきます。
- ●外国籍の生徒に対しては、日本語の授業や日本の文化やマナーに関する授業を行います。
- ●日本語の習得が十分でない、さまざまな母語を持つ生徒の日本語学習をより一層推進させ るため、日本語指導教員の研修を充実させます。
- ●学校訪問を通して、学校と一体となって夜間中学としてのカリキュラムのあり方や授業改善を図り、生徒一人ひとりの学びを充実させます。

3 「学校」としての体験活動の充実

- ●学校行事や学習を通して、本校生徒との交流の機会を設け、学習意欲の向上を図ります。
- ●学校生活を十分に体験できなかった生徒もいることから、入学式、卒業証書授与式等の儀式的な行事や、校外学習、体育祭、合唱コンクール等の学校行事の充実を図ります。

4 夜間中学の施設整備

●夜間中学は、平成31年4月の開校以来、旧県陽高等学校の一部を暫定的な校舎として活用してきましたが、令和6年度に専用校舎が完成しました。より充実した環境での教育の機会を確保し、きめ細やかな教育の充実を図ります。

【施策4】誰もが適切な教育を受けられる環境の充実

地域の教育力・健全育成活動の充実

ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

■ 現状と課題 ■

こどもの心や体の成長には、学校だけでなく、家庭や地域も大切な役割を担っています。 学校・家庭・地域が役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携してこどもの成長を見 守る必要があります。こどもたちへの教育を地域の豊かなつながりの中で推進するために は、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地 域に働きかけることが重要です。そうした取り組みにより、家庭・地域の絆が深められ、 学校の教育力も高められることが期待されます。本市では、地域の住民の参画を得て取り 組む学校応援団や放課後子供教室の活動を基礎に、学校と地域の住民、保護者、企業や団 体との関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体でこどもの学びや育 ちを支えることが求められています。

- ◆学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、経済的支援が必要と認められる家庭への 支援やこどもたちの放課後の安全・安心な居場所づくり等に努めます。
- ◆家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会を広く設ける等、社会全体 で取り組みます。
 - ◆幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるととも に、「学校を核とした地域づくり」をめざし、地域と学校が相互にパートナーとして連 携・協働して行う地域学校協働活動を推進します。
- ◆学校応援団の活動を充実させることで、学校の教育活動の充実を図るとともに、住民等の学習成果の活用機会の拡充や家庭・地域の教育力の向上を図ります。

1 地域学校協働活動の推進

- ●学校と地域の関係を連携・協働に発展させるため、学校応援団や PTA 等、今までの活動を 踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働を一 層推進します。
- ●「社会に開かれた教育課程」の円滑な実施のため、地域の人々や団体による緩やかなネットワークの整備を支援します。
- ●地域の住民の学校教育への主体的な参画により、市民の多彩な力の発揮、学校・地域の新たな関係を通した学びや持続可能な地域の再生につなげます。

2 学校応援団の活動の充実

●学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となったこどもの育成を推進します。

3 学校・家庭・地域・関係機関等が連携した教育活動の充実

- ●コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用し、学校・家庭・地域の連携・協 働をさらに強化し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ●経済的支援が必要と認められる家庭への就学援助や奨学資金貸付、学習支援ボランティア による中学生・高校生への学習教室等の支援に努めます。
- ●地域住民等の参画を得て、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する放課後子供 教室等の事業を通じて、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めます。

4 家庭の教育力の向上

●子育ての目安「3 つのめばえ」や埼玉県家庭教育アドバイザー、保護者向けの「親の学習」 プログラム等の活用を促進し、家庭の教育力の向上を推進します。

イ 青少年の健全育成

■ 現状と課題 ■

少子化・核家族化やライフスタイルの多様化が進展し、地域のつながりが希薄化した現代では、こどもの活動の場は狭い範囲にとどまる傾向があります。また、インターネットやスマートフォンの普及等により、こどもの行動やコミュニケーションの広がりは周囲から認識されにくく、問題が深刻化しやすくなっています。また、女性の就業割合の高まりに伴い、放課後や週末等にこどもが安心して生活できる居場所を確保することが喫緊の課題となっています。

このような中で、こどもを健全に育成するためには、こどもが自ら考え、行動する習慣を身につけ、自己肯定感を持って成長できるよう、自然体験や生活体験の機会を提供するとともに、地域活動等を通して、積極的な社会参加を促すことが大切です。

また、こどもを取り巻く環境が変化する中で、ニートやひきこもり、不登校、発達障害 等、さまざまな要因により社会生活を送ることに困難を抱えるこどもへの対応が求められ ています。

- ◆こどもが自ら考え、行動する習慣を身につけ、自己肯定感を持って成長できるよう、各種取り組みを進めるとともに、地域活動等を通して、社会参加を促します。
- ◆こどもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進するとともに、指導者の養成等に取り組みます。
- ◆こどもを非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを進めるとともに、困難を抱えるこどもを支える体制づくりを推進します。
- ◆放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に取り組みます。

1 青少年の育成と社会参加の促進

- ●こどもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業等を 実施します。
- ●地域活動やボランティア活動、世代間交流等への積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心等を育てます。

2 青少年団体活動の奨励と指導体制の充実

- ●こどもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進します。
- ●講習会や研修会を実施し、指導者の養成や知識・技術の向上に努めます。

3 家庭・学校・地域社会等の連携による環境づくりの推進

- ●学校・家庭・地域等と連携し、こどもを非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境 づくりを推進します。
- ●市民意識の高揚を図るため、啓発活動等を継続的に展開します。
- ●困難を抱えるこどもを社会全体で支援する体制づくりを推進します。

4 放課後児童クラブの質の向上と機能の充実

- ●各小学校と連携し、余裕教室の活用に加え、新たにプレハブを整備する等、クラブ室の拡 充に努めます。
- ●クラブ支援員の人材確保及び人材定着のため、仕事の魅力向上やキャリアアップの下支えに努めます。

ウ 地域クラブ活動(文化芸術・スポーツ活動)の推進

■ 現状と課題 ■

地域クラブ活動の推進は、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文 化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、少子化が進む中でも、将来にわたって 生徒が継続的に活動に親しむ機会を確保・充実することを目的に、全国的に進められてい る取り組みです。

国は、令和8年度~13年度を「改革実行期間」(前期:令和8~10年度、後期:令和11~13年度)とし、「休日については、改革期間内に、原則、すべての学校部活動において地域展開の実現を目指す」とともに、「地方公共団体においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施すること」としています。

推進にあたっては、地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備や、指導者等の質の保障・量の確保、活動場所の確保、大会やコンクールの運営のあり方、生徒・保護者等の関係者の理解促進等、さまざまな課題があることから、幅広い関係者の理解と協力の下、地域全体で連携して進めていく必要があります。

- ◆令和9年9月を目途に、まずは休日の活動を地域クラブ活動として推進し、同時に平日 の活動についても検討を進めます。
- ◆生徒のニーズに応じて、これまで学校部活動で実施されていた種目のみならず、さまざまな種目の地域クラブ活動の推進をめざします。
- ◆60 万人都市である本市のスケールメリットを生かし、現在活動している地域クラブや少年団、公民館等で開かれている講座等、既存の団体も活動の受け皿として整備します。

1 地域・学校と連携した推進

- ●学校関係者や、保護者代表、スポーツや文化芸術活動を統括する団体の代表、地域クラブ の指導者等の関係者による推進協議会を継続的に開催することで、よりよい推進へとつな げます。
- ●地域・学校と連携し、市内学校施設や市内公共施設を、地域クラブ活動の主な活動場所として確保し、参加者、保護者、指導者の安全・安心な活動を推進します。

2 モデル事業の実施

●地域クラブ等団体によるモデル事業を実施することで、地域クラブ活動の推進へ向けた、 各種課題の解決方法や、活動の成果、指導・運営体制等の検証を進めます。

3 指導者の量と質の確保

- ●人材バンクを設立する等、指導者を継続的に確保することができるシステムを構築し、地域クラブ等団体の指導者、指導を望む学校教員、大学生、一般市民等、指導者として見込まれる人材の確保を進めます。
- ●地域クラブ活動を統括する組織による、継続的な研修の実施や、指導者資格の取得を推進 することで、指導の質を向上していきます。

4 市民の理解促進

●「広報かわぐち」や各種チラシ、市ホームページ等への掲載、市民向け説明会の開催等 を通じて、地域クラブ活動の推進について広く周知・広報を行い、市民の理解促進を図 ります。

【施策5】教育的資源の活用

教育的資源の活用

ア教育的資源の活用

■ 現状と課題 ■

グローバル化が進展する中、現代のこどもたちには、自分たちが暮らすまちへの理解や、 地域に対する愛着を深めることが求められています。

自分たちが暮らしている地域や社会の中にも、視点を持って見つめ直すと学習の中で活用できる地域資源・人材が数多く存在しており、それらの教材化及び活用を積極的に図っていくことは、大変重要であると考えられます。将来を担うこどもたちが地域の人たちと直接ふれあったり、ともに活動したりすることに加え、豊かに生きていくための力を一人ひとりに身につけさせ、その力を地域で発揮できることが求められています。

- ◆児童生徒が見学や体験的活動等、さまざまな活動を展開するためにも、関係諸機関と連携を図りながら地域資源・人材の有効的な活用を推進します。
- ◆関係各部課と連携を図りながら、社会に対する児童生徒の関心を高め、社会についての 理解を深める教育を推進します。

1 身近な地域資源・人材の有効的な活用

- ●公民館、図書館、科学館、文化財センター等の公共施設及びそこで働く人や利用する人、 工場、農家、店、商店街等、地域の産業や生活等に関わるもの等、身近な地域資源を教材 として取り上げ、学習を深めていきます。特に、実際に児童生徒が現地を見学したり、直 接関係者から話を聞いたりする体験的な活動を重視した学習を行うためにも、関係施設、 関係の深い人々と連携を図り学習効果を高めます。
- ●生涯学習施設と学校が連携したさまざまな事業を実施することで、児童生徒の学習意欲を 高めるとともに、参加・体験活動を通じた学習効果の向上を図ります。
- ●スポーツ少年団や子ども会等、こどもたちが日常的に地域で活動できる場を提供する団体を支援します。こどもたちは、こうした地域での活動を通じて、学校教育での学びに加えて、地域の大人との関わりや、仲間とともに協力して課題に取り組む機会を得ることができます。これらの経験を重ねることで、こどもたちは社会の中でたくましく生きていくための力を育んでいきます。

きゅぽらんイラスト

第3章 生涯学習・スポーツができる環境づくり

誰もが生涯学習やスポーツに親しめる環境づくりを通じて、一人ひとりの個性や魅力を伸ば し、自己実現を図ります。

関連する主な SDGs のゴール









【施策6】生涯を通じて学び続けられる環境の充実

学び合い、ともに支える社会をめざす生涯学習の推進

- ア 多様な生涯学習活動の推進
- イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実
- ウ 新たな発見と学びのある科学館事業の推進

【施策7】目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実

目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実

- ア スポーツ・レクリエーション活動の推進
- イ スポーツ団体の活動支援

【施策6】生涯を通じて学び続けられる環境の充実

学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進

ア 多様な生涯学習活動の推進

■ 現状と課題 ■

教育基本法に、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と生涯学習の理念が明記されています。

本市では、市民一人ひとりが主体的に学ぶ「ふれあって 学ぶ生涯 人づくり」を標語に、多くの市民の自発的、主体的な生涯学習活動を支援し、地域社会の文化・福祉の向上に努めてきました。また、多種多様な講座・教室等を実施し、一般教養はもとより専門性の高い分野や社会的・現代的課題の学習機会の提供にも取り組んできました。

今後においては、人生 100 年時代を迎え、市民一人ひとりがより心豊かに充実した人生を送り、生きがいの向上や住民相互のつながりを維持していくために、地域における生涯にわたる学びを支援することがますます重要となります。さらには、DX の進展等の急速な社会経済環境の変化や地域課題の複雑化に対応するため、ICT を活用した多様な学習機会の提供や、多様な市民の学習ニーズに対応した生涯学習活動の充実が求められています。

- ◆若年層や現役世代から高齢者まであらゆる世代が参加しやすい、魅力ある多種多様な学 習機会の提供に努めます。
- ◆地域社会の活力を持続し、新たな地域力を創出できる学習環境の整備に努めます。
- ◆地域の人材との連携や ICT の活用を通し、多様な市民ニーズに応じた生涯学習活動の推進に努めます。

1 生涯にわたる魅力ある多様な学習機会の提供

- ●あらゆる世代が参加しやすい、魅力ある多種多様な事業の企画・運営を通し、学習者それ ぞれの段階に合わせた学習機会の提供に取り組みます。
- ●ICT 等の発達により学習形態が変化してきたことを踏まえ、各種事業・講座・教室等をオンラインで発信し、誰もがいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる取り組みをさらに推進していきます。

2 魅力ある学習環境の整備の推進

- ●地域社会の活力を持続するため、社会教育施設を魅力ある利用しやすい環境へと整備し、 新たな地域力を創出できる学習環境の整備に取り組みます。
- ●新たな学びや集いにつながる、多角的な生涯学習情報の収集やさまざまなツールによる発信に努め、地域における生涯学習の発信拠点となるよう取り組みます。
- ●急速な社会構造の変化に対応した、文化の向上・福祉の増進を担う拠点としての役割を発揮できるよう努めます。

3 地域の連携による人材の育成と活用

- ●地域の事業者や団体との連携や ICT の活用を通じ、社会活動と学びをつなげる取り組みを 進め、多様な市民ニーズに応じた生涯学習の推進に取り組みます。
- ●多種多様な事業の企画・運営を通し、地域における専門分野に秀でた人材の発掘・活用・ 育成に努めます。

イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実

■ 現状と課題 ■

中央図書館を中心に5地域館で運営をし、計画性のある図書館資料の収集・保存に努めています。

図書館では、市民の知的欲求に応えるために、図書館資料の貸出・閲覧及びレファレンスサービス、図書の特別展示等による情報の提供等、さまざまなサービスを行っています。 スマートフォンの普及やインターネット環境の進化等の社会情勢の変化に合わせ、オンラインによる図書館資料の予約や電子図書サービスも行っています。

また、読書は次世代を担うこどもの成長過程において、言葉や心の発達に重要な役割を 果たすものであることから、こどもの読書活動を推進するため、絵本の読み聞かせやスト ーリーテリング等、こどもや保護者を対象とする事業等を実施しています。

今後も、オンラインでのサービス提供を拡充する等、時代に即した対応をしつつ、あらゆる世代に、より質の高いサービスを提供するとともに、家庭・地域・学校におけるこどもが読書に親しむ事業の展開等、より一層の充実を図ることが必要です。

- ◆多様化する社会の変化に対応しつつ、時代に沿ったさまざまな形態による図書館資料の 計画的な収集・保存に取り組みます。
- ◆図書館資料の提供や調べ物の支援を行い、関連機関やほかの図書館とのネットワークを 活用し、さまざまな形式での的確な情報の発信・提供に努めます。
- ◆こどもの心の成長に重要な役割を果たす読書を推進するため、児童サービスを充実させ、学校との連携・支援を進めるとともに、オンラインを活用したサービスの充実を図り、あらゆる世代へ読書に親しむ機会の提供に努めます。

1 図書館資料の収集・保存

●図書や新聞・雑誌及び視聴覚資料等の、計画的な収集・保存の充実に努めます。特に郷土 資料は地域の財産として積極的かつ継続的に収集し、最適な方法での保存に取り組みます。

2 レファレンスサービスの充実

- ●高度情報化社会において、多様化するレファレンスに対応するため、必要に応じて AI を 活用し、職員の資質の向上を図ります。
- ●蓄積したレファレンス事例の共有化を図るため、データベース化を進めます。
- ●国立国会図書館や県立図書館のレファレンス事例、外部データベースを活用し、専門機関 等とも連携しながら、効率的かつ的確なサービスを進めます。
- ●利用者が必要な情報を得るための手助けとして、テーマに沿った図書館資料や関連するインターネット情報等を紹介するパスファインダーを作成し、オンラインでの情報提供を進めます。

3 読書に親しむ機会の提供

- ●こどもの発達段階に合わせ、こどもと本の世界を結びつけるため「おはなし会」等を継続 的に実施します。
- ●児童生徒の読書及び学習支援の一環として、図書の貸出や出張ブックトーク、さらに教員向け研修会等、学校との連携を計画的に実施します。
- ●ボランティア等を対象に、絵本の読み聞かせやストーリーテリングの講座を実施し、その 充実を図ります。
- ●読書への興味を広げるため、年齢に応じたブックリストの作成やテーマを定めて図書を紹介する特別展示を行います。
- ●読書に親しむ機会を広げるため、電子図書の貸出、学校向けオンライン見学の実施等、オンラインを活用したサービスの充実を図ります。
- ●障害等により来館が困難な方を対象に図書館の資料を郵送で届ける「宅配サービス」や、 視覚障害者に点字図書・録音図書の貸出や郵送、対面朗読等のサービスを継続的に実施し ます。

ウ 新たな発見と学びのある科学館事業の推進

■ 現状と課題 ■

技術革新の更なる進展により、社会や暮らしが大きく変化している中、私たちは日常的 に科学を利用し、生活を便利で豊かなものにしています。

児童生徒の理科へ対する興味・関心は高いものの、大人になると疑問を持ち、探求しようとする機会も減る傾向にあります。生涯にわたり科学に親しむ心を育てるには、こどもの時から観察することや豊かな体験を通して科学的な現象への興味・関心を高められるように、主体的な学びを促進する必要があります。

また、科学館事業においては、理科教育の充実のために、関係機関との連携や小・中・ 高校・大学との博学連携を推進することで、科学館が有する機能を十分に活用することが 求められています。

- ◆科学に触れる場と機会を提供し、生涯にわたり科学に親しむ心を育成します。
- ◆あらゆる世代が生涯にわたり科学への興味・関心を引く専門性の高い事業やワークショップ開催の充実を図ります。
- ◆博学連携による学校教育活動等の充実を推進します。



市立高校理数科観測会



科学出張教室

1 科学に対する理解の深化、普及・啓発の推進

- ●科学館は、科学展示室・プラネタリウム・天文台の3つの施設を生かし、市民が生涯にわたり主体的に科学の楽しさを発見できる機会を提供します。また、施設の経年劣化に対応し、安全性と質の向上をめざし、設備の計画的かつ包括的な改修を行います。
- ●科学的なものの見方や考え方を深化させるため、専門的な情報や資料の収集・提供や SNS を用いた短尺コンテンツの発信等、メディアツールを活用した情報、動画教材の発信を推進します。

2 特色ある事業・ワークショップ開催の充実

- ●研究機関や博物館、企業等関係諸機関との連携・協力を図り、あらゆる世代が科学に触れ、 新たな発見と学びを楽しむことができる特色あるワークショップや講演会等の企画・開催 を推進します。
- ●利用者の知的好奇心や年齢構成等に対応する事業の改善や開発、また、生涯学習のニーズ に特化したワークショップの企画・開催を推進します。

3 博学連携による学校教育活動等の充実

- ●社会情勢や学習指導要領に則した内容の事業を積極的に展開し、児童生徒の科学への興味・関心の向上及び科学的なものの見方や考え方の育成に努め、学校教育の一環としての取り組みを推進します。
- ●学校や地域と連携のもと、科学館職員の専門性を生かした実験の演示・天文の観測等の館外事業や、理科担当教員対象の指導、教員向けの講座等を実施し、学校における理科教育への支援の充実に努めます。
- ●科学館を児童生徒の調査・研究・発表の場として活用し、科学を通じたコミュニケーション能力の向上や、理科教育の普及活動を推進します。

【施策 7】目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親し める環境の充実

目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実

ア スポーツ・レクリエーション活動の推進

■ 現状と課題 ■

スポーツ庁では、第3期スポーツ基本計画の中で、従来の「する」・「みる」・「ささえる」 に加え、「つくる/はぐくむ」・「あつまり、ともに、つながる」・「誰もがアクセスできる」 の3つの新たな視点を必要としています。

本市においても、これらの視点をもとにスポーツ参画人口を拡大し、市民の健康・体力づくりに結びつける取り組みを行っています。

これらの取り組みとして、本市では、川口市スポーツ協会をはじめ、スポーツ団体と連携し、スポーツ教室やスポーツイベントの開催のほか、スポーツ施設の無料開放日の設定等、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める機会を提供しています。 これからも、スポーツを身近に感じ親しめるさまざまな参加機会の充実を図り、多様な方が自己実現をめざせる環境づくりをすることが必要です。

- ◆市民が、それぞれの適性やライフステージに応じて、気軽にスポーツに親しむことができるよう川口市スポーツ協会をはじめ、スポーツ団体と連携し、スポーツをする機会の 創出に努めます。
- ◆市民が、スポーツに取り組むきっかけとなるよう、オリンピックやパラリンピック等の 情報や、アスリートと身近に接する機会の提供に努めます。
- ◆市民が、積極的にスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ教室やスポーツイベントの 開催情報、健康・体力づくりに関する情報等の提供に努めます。

1 スポーツをする機会の創出

●年齢や性別、障害の有無等に関わらずさまざまな方を対象とした運動経験のきっかけづくりを推進し、それぞれの体力や適性に応じて、楽しみながら体を動かせるスポーツ教室、スポーツイベント、競技大会等、スポーツをする機会の創出に努めます。

2 スポーツの関心を高める機会の提供

●市民のスポーツへの関心が高まるよう、オリンピックやパラリンピック等、注目を集める大会に出場する市ゆかりの選手の紹介や、アスリートと身近に接することのできる機会の提供に努めます。

3 スポーツ情報の提供

●市ホームページや「広報かわぐち」を活用してスポーツ教室・講習会、スポーツイベントや大会の案内等についての情報提供に努めます。



川口マラソン大会

イ スポーツ団体の活動支援

■ 現状と課題 ■

本市では、川口市スポーツ協会をはじめとして、スポーツ団体との連携によりスポーツ教室やスポーツイベントの開催等、各種スポーツ施策に取り組んできました。 今後さらに多様化する市民のスポーツニーズに応えていくためには、その担い手であるスポーツ団体の活動を支援し、組織の充実に努めるとともに、指導者を確保・育成することが必要です。

また、競技スポーツにおいて、高い競技力を維持向上させるためには、優秀な指導者や選手の育成を支援することが必要です。

- ◆生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培い、心と体の健康を保つため、川口市スポーツ協会をはじめ、スポーツ少年団や学校体育協会等のスポーツ団体の活動を支援します。
- ◆各競技団体の競技力の向上や指導方法の充実を図るため、埼玉県や埼玉県スポーツ協会、各競技団体と連携し、指導者等人材の確保・育成に努めます。
- ◆スポーツ選手の競技力向上を図るため、優秀な選手の発掘、育成、強化に取り組みます。

1 スポーツ団体の活動支援

- ●スポーツ団体や各競技団体の技術力の向上と活動場所の確保等の支援を行い、スポーツ団体の組織の充実に努めます。
- ●市民が、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、それぞれの目的、方法でスポーツに 親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション団体の活動を支援していきま す。

2 人材の確保・育成

●スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導 者の育成を図るための研修や、スポーツ推進委員への研修会等の開催を支援します。

3 選手の育成・強化

●川口市スポーツ協会や各競技団体と連携し、県外遠征、強化練習等、選手の育成、強 化事業を推進します。

きゅぽらんイラスト

第4章 歴史の継承と文化芸術の発信

指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用や、誰もが身近に文化芸術に接し 活動する環境づくりを行うことで、歴史、文化、芸術をすべての人が学び、楽しみ、心豊 かな生活の実現をめざします。

関連する主な SDGs のゴール







【施策8】歴史的資源の保存と活用

歴史的資源の保存と活用

- ア 文化財の調査・収集・保存
- イ 文化財の活用
- ウ 伝統文化の保護と継承に関わる支援
- エ 古文書・写真等資料の保存と活用

【施策9】文化芸術の発信

文化芸術の発信

- ア 文化芸術活動の支援
- イ 文化芸術拠点の活用

【施策 8】歴史的資源の保存と活用

歴史的資源の保存と活用

ア 文化財の調査・収集・保存

■ 現状と課題 ■

市内にある歴史上・学術上価値の高い文化財を調査・記録・保存し、後世に伝えられるよう、特に重要なものは、文化財指定を行い、修理や管理のための補助事業を実施しています。

今後、市内における貴重な文化財を消失することなく、どのように保護し、次世代 に継承していくかが課題となっています。

- ◆文化財の調査を積極的に進め、歴史上・学術上価値の高い文化財について、指定を 行います。
- ◆指定文化財の中で修理・復旧等が必要な文化財については、必要な費用の補助等を 行い、保護・保存に努めます。

1 文化財の調査及び指定

●文化財の調査を進め、歴史上・学術上価値が高いと判断した場合、文化財指定を行い、 保護に努めます。

2 文化財の管理・修理・復旧における支援

●文化財の中には、年月が経つ中で自然に劣化していくことも少なくないことから、指 定文化財の管理及び修理をする際の支援をします。

3 文化財保存活用地域計画の策定に係る情報収集

●文化財保存と活用の指標となる文化財保存活用地域計画の策定について、情報収集 を進めます。



市指定有形文化財 八雲社社殿(旧金山権現社社殿)

イ 文化財の活用

■ 現状と課題 ■

指定文化財や、発掘・収集した文化的資料は、市のみならず国民的財産であることから、展示公開するほか、文化財マップやホームページ等で広く文化財を周知しています。

収集した資料を効果的に活用するための中心となるべき施設が狭く老朽化していること、また保管場所が分散していることで効率的な資料の提供が難しくなっています。

- ◆文化財センター「郷土資料館」等における常設展示と、テーマを定めた企画展等の 実施により、文化財を広く紹介します。
- ◆ソーシャルメディアを活用した情報発信を行い、市内だけでなく市外の方へも情報発信を行います。
- ◆公開施設の老朽化、保管施設の分散について改善されるよう、情報収集等を行います。

1 収集した文化財の紹介

●文化財センター「郷土資料館」や文化財センター分館「歴史自然資料館」の常設展示 や企画展、イベントの開催により、所有している文化財を紹介し、新たな層を開拓し ます。

2 ソーシャルメディアを利用した広報

●紙媒体による広報だけでなく、インスタグラムや X 等のソーシャルメディアも活用 し、文化財や郷土のことを広く広報します。

3 施設の有効活用

●老朽化して手狭な文化財センター「郷土資料館」、分散している保管施設についての 改善に向け、情報収集等を行います。

ウ 伝統文化の保護と継承に関わる支援

■ 現状と課題 ■

市内には、「安行藤八の獅子舞」、「江戸袋の獅子舞」、「領家の囃子と神楽」、「安行原の蛇造り」、「川口の木遣」等、江戸時代から続く郷土芸能・民俗行事があり、歴史上・芸術上・学術上価値が高いものについては、市指定無形民俗文化財として保護しています。

これらの伝統文化は、地域の人々によって保存会が結成され、保存と継承がなされていますが、懸命な取り組みにも関わらず、後継者不足や都市化の進展、社会の変化等によって、継承が難しくなっているのが現状です。

また、同様に、鋳物業や植木業等における伝統的な技術・道具についても、保護・ 継承への支援ができるようにしていくことも課題となっています。

- ◆郷土芸能や民俗行事、地場産業における民俗技術の調査を進め、価値の高いものを 文化財に指定し、保護に取り組みます。
- ◆伝統文化の保存と継承に係る支援を行います。
- ◆伝統文化の保存・公開活動を市民に向けて広く普及していきます。

1 伝統文化の調査及び文化財指定

●郷土芸能や民俗行事、地場産業の民俗技術等、伝統文化の調査を進め、歴史上・芸術上・学術上価値が高いと判断した場合、無形民俗文化財等に指定し、保護に努めます。

2 伝統文化の保存・継承に関わる支援

●郷土芸能・民俗行事を保護し、継承していくため、その活動に関わる補助金を交付する等の支援をします。

3 保存・公開の広報活動

●文化財センター「郷土資料館」で伝統文化について展示紹介をするほか、「広報かわぐち」や文化財センターのホームページ等を活用し、伝統文化を広く周知します。



市指定無形民俗文化財 江戸袋の獅子舞

エ 古文書・写真等資料の保存と活用

■ 現状と課題 ■

本市にとって歴史上・学術上価値が高い、書跡、典籍、古文書等の資料、市内の様子を写した写真資料、行政文書等の収集・保管を行っています。

収集した古文書等は、近世・近代のものや絵図も多く、すべて1点しか存在しない ものであるため、その価値を失わないよう、温度・湿度の管理、防虫の方法等、ほか の機関との連携を図りながら、よりよい保存方法について研究し、保管を行います。

また、多数ある歴史的文書・写真等を必要に応じて利便活用を図るため、データベース化や、解読・展示・閲覧等の活用の方向性を検討することが今後の課題となっています。

- ◆古文書等の中でも歴史上・学術上価値が高いものを収集します。
- ◆古文書等の資料について、将来も文化財としての価値を失わない保管方法の研究 に取り組みます。
- ◆多数ある収蔵文書・写真等を必要に応じてすぐに取り出せるように、データベース 化を進めます。
- ◆古文書等資料の解読・展示・閲覧等の活用の方向性を検討します。

1 文書の収集

●歴史的な古文書のみならず、現在の文書も含め、将来残していく必要のあるものについて積極的に収集します。

2 古文等の保管方法の研究

●古文書等料を光や湿度、虫や鼠等から守ることは、大変重要です。保管方法や日頃からの管理について研究を深め、取り組んでいきます。

3 古文書・写真資料等のデータベース化

●収集した古文書・写真資料等を必要に応じてすぐに取り出せるよう、整理に努めるとともに、データベース化を進めていくことで活用しやすい環境をつくります。

4 古文書・写真等の活用方法の検討

●古文書等資料の解読を進め、展示や閲覧等、活用するための方法を検討します。



市指定有形文化財 安井息軒書翰及び同家奉公人請状

【施策9】文化芸術の発信

文化芸術の発信

ア 文化芸術活動の支援

■ 現状と課題 ■

本市では、市民コンサートや文化芸術体験事業、アトリアでの展覧会やワークショップ等を開催しているほか、大規模改修後のリリアでのコンサートや演劇、新たに開館した美術館での展覧会等も予定しています。

このほかにも、市内の団体や個人の文化力向上をめざし、それぞれが行う自主的な 文化事業や創造的な芸術活動に対し、各種助成制度や補助事業、交付金の交付等によ り文化芸術活動の推進を行なっています。

しかしながら、急速な高齢化や高度な情報化の進展等の環境の変化により、市内文 化芸術活動の中枢を担う各種文化団体においても、高齢化・会員数の減少がみられ、 人材不足や高度情報化への対応等の問題が顕著化しています。

今後は、安定的な芸術活動が行えるよう、各団体に対して金銭的な援助だけではな く、活躍の場の提供や人材の発掘、育成に対する支援が必要です。

- ◆市民に文化芸術に触れる機会や創作体験の場を提供し、誰もがゆとりと潤いを実 感できる心豊かな市民生活の創出をめざします。
- ◆市民や文化団体等の文化芸術活動を助成制度や補助事業、交付金の交付、施設の貸出等により支援します。
- ◆文化芸術活動を担う人材の発掘、育成を図ります。

1 魅力ある文化芸術の鑑賞事業や創作体験の場の提供

- ●市民の音楽文化の向上を図るため、身近に音楽に触れ、楽しむことができる市民コンサートの開催に努めます。
- ●市民の文化力向上に寄与するため、伝統芸能をはじめ、幅広い分野の文化芸術に関する体験事業の実施に努めます。
- ●市民の芸術に対する関心と理解を深めるため、リリアでのコンサートや演劇、美術館やアトリアでの展覧会、ワークショップ等の実施に努めます。

2 市民や文化団体等の活動支援

- ●文化振興助成事業を通して、市民の自主的な文化芸術活動を支援します。
- ●川口市文化団体連合会、川口市民音楽協会、川口市美術家協会と連携し、川口市文化祭や川口市美術展を実施するとともに、活動に対する補助金交付等を通して各団体を支援します。
- ●アート活動や作品発表の場として、リリアの各種ホール、美術館の展示室及び展示ホール、アトリアの展示室及びスタジオ、本庁舎ギャラリーの貸出を行うとともに、利用者募集を広く周知を図ります。

3 文化芸術活動に携わる人材の育成

- ●郷土芸能を保存・継承する人材、音楽文化を担う若い世代の人材の育成を初午太鼓コンクール、青少年ピアノコンクール等への支援を通じて行います。
- ●文化芸術の分野において顕著な業績を上げ、市民文化の向上発展に貢献し、ほかの模範となる人物・団体に文化三賞・青少年文化活動奨励賞を授与することにより、文化芸術に携わる人々の活動意欲の向上と市民の文化芸術への関心を促します。
- ●市内で音楽活動を行うアーティストが活動できる場の拡充を図るとともに、アーティスト登録制度の登録アーティストの情報発信に努めます。

イ 文化芸術拠点の活用

■ 現状と課題 ■

本市の主な文化施設としては、音楽や舞台芸術の拠点であるリリアのほか、美術の 分野においては美術館、アトリアがあります。

収蔵施設を備えた本市初となる美術館が開館し、これにより寄贈作品をはじめとする本市所蔵の美術作品を適切に保管・公開することが可能になりました。川口駅から至近でアクセスしやすい立地を生かし、さまざまな市民が気軽に集い交流する場となるよう、さまざまな企画展を開催し、あらゆる世代の方々に多様な文化芸術に触れていただき愛される施設をめざします。

また、平成2年の開館から30年以上経過したリリアについても、約2年間の大規模改修期間を経て令和8年4月にリニューアルオープンしました。これにより、リリアと美術館を核とした川口駅西口周辺を文化芸術の創造発信拠点として位置づけ、文化芸術の振興に努めます。

一方で開館から 20 年を迎えたアトリアは老朽化による施設の改修及び空調設備等の設備機器の計画的な更新が課題となっています。同様にリリア、美術館においても今後の計画的な修繕計画が必要です。

- ◆市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む新たな文化芸術の創造発信拠 点として、リリア・美術館を整備し活用します。
- ◆事業の安定的な運営及び市民の文化芸術活動の活性化のため、施設の改修及び設備機器の更新を計画的に進めます。

1 文化芸術拠点の活用

●川口駅西口周辺が文化芸術の創造発信拠点として整備され、あらゆる世代の人々が 文化芸術に親しみ触れる機会の提供に努めます。

2 計画的な施設の改修・設備の更新

●各施設において、事業に支障をきたすことがないよう、計画的に改修・設備の更新に 取り組みます。



総合文化センター・リリア



川口市立美術館



アートギャラリー・アトリア

きゅぽらんイラスト

第5章 教育行政経営の基盤強化

少子高齢化に伴う人口減少や、社会構造の変化を見据えた学校施設の適正規模・適正配置と、教育関連施設の適正整備に取り組みます。また、安全・安心な教育環境の整備や効率的な管理・運営を行うことにより、教育行政経営の基盤強化を図り、良好な教育環境のもとで総合的な教育の発展をめざします。

関連する主な SDGs のゴール





【施策 10】教育施設の適正化

教育施設の適正な環境整備・充実

- ア 小中学校の適正規模・適正配置
- イ 学校施設の整備・充実
- ウ 社会教育施設の整備・充実
- エ スポーツ施設の整備・充実

【施策10】教育施設の適正化

教育施設の適正な環境整備・充実

ア 小中学校の適正規模・適正配置

■ 現状と課題 ■

小中学校の適正規模・適正配置は、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備と充実した 学校教育の実現を目的に、将来的に必要な学校数や在籍する児童生徒数の適正化を図る取り 組みです。

全国的に少子高齢化が進み、年少人口(0~14歳)が減少している中、本市の小中学校に 在籍する児童生徒数(川口市立高等学校附属中学校、川口市立芝西中学校陽春分校、特別支援学級児童生徒を除く)も、令和2年から令和7年の5年間で約2,500人減少しており、この状況は、今後さらに続いていく見込みとなっています。

加えて、施設の老朽化等に伴う学校施設の更新時期を迎える学校が多くなる中、本市においても計画的に小中学校の適正規模・適正配置を進めていく必要があります。

- ◆社会情勢の変化や本市の教育課題を勘案し、これから求められる学校のあり方について検 討を進め、未来を担う児童生徒の教育環境の整備と学校教育の充実に努めます。
- ◆小中学校適正規模・適正配置基本方針及び将来的な児童生徒数の推計と学校施設の更新時期を組み合わせた(仮称)川口市立小中学校再編計画にもとづき、小中学校の適正規模・ 適正配置に取り組みます。

1 中長期的計画にもとづく教育環境の整備

- ●川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、学校規模及び児童生徒数の適正化 を進めるとともに、社会情勢の変化等に即して、定期的・計画的に同方針の見直しを行いま す。
- ●地域によって差があるものの、児童生徒数の減少は本市全体の課題であることから、(仮称) 川口市立小中学校再編計画を策定し、地域を単位とした学校再編に取り組みます。

2 次代を見据えた学校教育の充実

- ●小学校段階から中学校段階への円滑な接続や多様な人間関係の構築、小学校における教科担任制のさらなる充実に向けて、小中連携・一貫教育の一層の推進に努めます。
- ●学校が地域連携の拠点としての役割を担い、学校と地域がより一体となってこどもを育む環境を構築していけるよう、ほかの教育施設との複合化に向けた検討を進めます。

3 市民の理解促進

●「広報かわぐち」や各種チラシ、市ホームページ等への掲載、市民向け説明会の開催等を 通じて、小中学校の適正規模・適正配置について広く周知・広報を行い、市民の理解促進 を図ります。

イ 学校施設の整備・充実

■ 現状と課題 ■

学校施設の整備については、これまで安全・安心な教育環境確保のため、主に耐震化、普通教室へのエアコン設置、中学校体育館への空調機設置、トイレの洋式化及びスロープの設置を進めてきました。

しかし、施設の多くは建築後 40 年以上が経過し、校舎や設備の経年劣化が進んでいるため、老朽化対策を進め、施設の健全化を図ることが重要です。これからの学校施設は、改修や改築が集中的に見込まれ、更新費用等の平準化が必要であることから、将来を見据え教育局内で連携を図りながら、中長期的な視点での計画的な整備が求められます。

また、少子化の影響により児童生徒数が減少する一方、特別支援学級等は増加傾向にあります。学校規模や必要な学校数の適正化を図り、児童生徒の学習環境を整備することが求められます。

- ◆学校施設は児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、安全性の確保を最優先に施設整備を進めます。
- ◆社会の多様性や生活様式の変化を考慮し、施設の機能性を向上させるとともに、新たな教育内容や教育方法の変化に対応できるよう、学習環境の整備に努めます。
- ◆施設の老朽化対策については、中長期的な整備方針である川口市学校施設長寿命化計画及び(仮称)川口市立小中学校再編計画と連動しながら整備に努めます。

1 安全・安心な施設整備の推進

- ●天井や外壁材等の非構造部材や、設備等の安全性について、継続的な点検を行い、必要に応じて適切に対策を講じます。
- ●夏季においてこどもたちが継続的かつ安全に体育の授業ができる環境を整備するとともに、 災害時の避難所としての機能向上を図るため、小学校体育館に空調機の設置を進めます。

2 学習環境及び生活環境の整備

- ●時代に即した新たな学習内容や多様な指導形態に対応できるよう、学習環境の向上に努めます。
- ●生活様式の変化や社会の多様化に対応するとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化を推進し、誰もが安全かつ円滑に学校施設を利用できるよう整備に努めます。

3 学校施設の老朽化等の対策

- ●施設を将来にわたり長く使い続けるために、継続的な点検を実施し、日常的な維持管理に努めるとともに、経年劣化の著しい部分については緊急性や必要性に応じて適宜適切に維持補修を進めます。
- ●老朽化の進んだ学校施設については、川口市学校施設長寿命化計画や、(仮称) 川口市立小中学校再編計画、川口市立小中学校水泳の授業及び施設のあり方検討にもとづき、中長期的な視点に立ち、改修や改築を検討します。

ウ 社会教育施設の整備・充実

■ 現状と課題 ■

多くの市民が生涯学習活動の場として、公民館や図書館等の社会教育施設を利用していますが、社会教育施設の多くは、昭和40年代から50年代の第二次高度経済成長期に建設・整備されたため老朽化が課題となっており、施設の修繕、改修工事等を計画的に行うことが必要です。

また、施設の整備にあたっては、少子高齢化に伴う人口減少や社会構造の変化に対応するとともに、施設の利用実態等も踏まえ検討していくことが必要です。

- ◆施設の修繕、改修工事等を計画的に行い、安全で利用しやすい環境の維持に努めます。
- ◆施設整備にあたっては、少子高齢化に伴う人口減少や社会構造の変化と合わせ、施設の利用実態等も踏まえ効率的な整備を検討します。

1 社会教育施設の計画的な整備

- ●施設の修繕、改修工事を計画的に行い、安全で利用しやすい環境の維持に取り組みます。
- ●少子高齢化に伴う人口減少や社会構造の変化に対応するとともに、施設の利用実態等も踏ま えた施設整備を検討します。



鳩ヶ谷公民館



横曽根公民館

エ スポーツ施設の整備・充実

■ 現状と課題 ■

本市では、これまで多くのスポーツ施設を整備・運営し、スポーツを身近に捉え、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりに努めるとともに、地域コミュニティの醸成にも寄与してきました。 多くのスポーツ施設が開設から 40 年以上経過し、老朽化が課題となっており、持続可能な施設運営に向けた取り組みが必要となっております。

また、サービス提供や施設運営について、社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、民間活力を生かした多様な運営主体として、指定管理者制度を導入しています。

- ◆誰もが健康増進や体力向上、競技力向上等、それぞれの目的に応じてスポーツに親しむことができるようスポーツ施設の充実に取り組みます。
- ◆いつでも安全・安心にスポーツに親しめるよう、施設の計画的な改修を進めるとともに、 施設の適正化に取り組みます。
- ◆社会環境の変化や市民ニーズの多様化に応えるため、スポーツ活動の場として質の高い市 民サービスの提供に努めます。

1 スポーツに親しむことができる基盤の整備

- ●埼玉県屋内 50m水泳場の整備に合わせた北スポーツセンターの建替えを含む、(仮称) 神根総合運動公園の整備を進め、新たなスポーツ及び交流の拠点として活用します。
- ●こどもから高齢者まで幅広い年齢層の方や障害のある方等、誰もが安心してスポーツに親し めるよう、施設のバリアフリー化に努めます。

2 施設の長寿命化と適正化の推進

●施設や設備機器の計画的な改修により、施設の長寿命化や安全性・機能の向上を図るととも に、施設の更新等の際には、統合・再編等を含めた施設の適正化に取り組みます。

3 質の高い市民サービスの提供

●社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対し、指定管理者制度等による民間の創意工夫やノウハウを生かした、民間能力の活用等により、効率的・効果的な施設管理運営に努めます。



(仮称) 神根総合運動公園イメージ

きゅぽらんイラスト

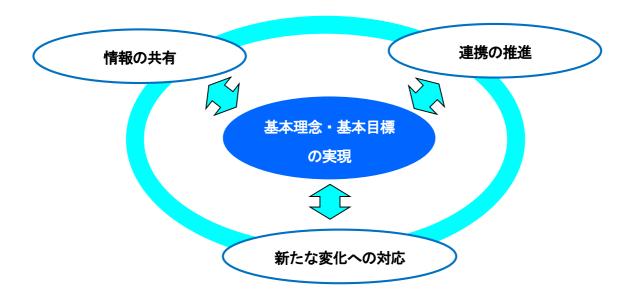
第3編 計画推進にあたって

第1章 計画の実現に向けて

1 基本的事項

計画の実現に向けては、施策や取り組みを確実に進めること(実行性)とともに、それらを効果あるものとすること(実効性)が求められます。本計画での実行性を確保し、実効性を高めていくために、情報の共有、連携の推進、新たな変化への対応という3つの事項に留意していきます。

また、本計画の実現には各施策を実施するための予算や人員が必要となります。そのため、引き続き国や県に対して教育予算の拡充や教職員定数、加配等の教職員の配置面等の 充実について積極的に働きかけ、必要な予算や人員の確保・充実に努めていきます。



2 情報の共有

本計画の実現に向け、多様な主体が連携して課題に取り組み、目標を共有しながら進めていくためには情報の共有が必要です。そのため、本計画の実現のため必要となる情報をはじめとする社会のさまざまな情報を幅広く収集・発信していきます。

併せて、本計画の取り組みにより得られた成果の発信を行うことにより、本市の魅力を 広め、本計画のさらなる推進に努めていきます。

3 連携の推進

(1) 学校・家庭・地域との連携

今日、教育における課題は多様化・複雑化しており、本計画の推進にあたっては、教育 行政だけではなく、学校・家庭・地域との連携が重要になります。そのため、引き続き学 校・家庭・地域社会との連携を図り、こどもたちの知・徳・体の調和のとれた人間形成を 推進するとともに、市民が生涯にわたり学び続ける地域社会の実現に向けて、教育施策を 展開していきます。

また、こどもたちが新しい時代に求められる資質・能力を身につけるため、大学・企業・研究機関・NPO等と連携し、教育の質の向上とともに、子育て家庭への包括的な支援に向けた研究・研修等の取り組みを一層推進していきます。

(2) 関係部局間・関係諸機関等との連携

各施策に連動し、教育委員会における横断的な推進体制が迅速かつ柔軟に組めるよう、 教育委員会の組織及び職員間の連携の一層の強化を図ることにより、本計画を総合的に推 進します。

教育を取り巻く課題は多様化しており、さまざまな諸課題に対応するため、教育委員会 以外の関係部局間及び関係諸機関との連携を図りながら、情報の共有化、協力体制の充実 等を推し進めます。

4 新たな変化への対応

急速な社会情勢の変化により、計画策定時には想定されなかった教育上の課題が生じる ことも考えられます。その際には、社会情勢の変化に即した新たなニーズ等を適切に把握 し、実効性のある計画となるよう努めていきます。

また、そのような変化に迅速に対応できるよう、本計画の実現に向けたさまざまな取り 組みを通じて職員の資質向上に努めるとともに、引き続き SDGs (持続可能な開発目標) の 視点を取り入れて対応内容を検討していきます。

第2章 効果的な計画の推進に向けて

1 計画の進行・管理

本計画の実効性を高めるためには、P(Plan:計画)D(Do:実行)C(Check:点検・評価)A(Action:改善)というPDCAサイクルのもと、進行管理、点検・評価を実施し、これらの活用を十分に図るとともに、広く外部からの意見を聴き、具体的な事業を検討することが必要です。

本市では、毎年度、施策や取り組みの実施状況を自ら点検評価していくとともに、併せて教育に関する学識経験を有する外部の方々からの知見の活用を図る外部評価を行っています。また、目標ごと設定した指標の進捗評価も行っています。これらの評価結果をその後の施策や取り組みに生かしながら、効果的な教育行政の推進を図っています。

毎年度、施策や取り組みの評価、指標の進捗評価、外部評価の結果を公表し、市民への 説明責任を果たしながら、計画の進行・管理を今後も一層推進します。



2 指標

基本目標 I すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	ページ
埼玉県学力・学 習状況調査に おいて県平均 を上回る項目 数	埼玉県学力・学習状況調査において 小学校4年生から中学校3年生までの 国語、算数・数学及び英語の全項目数 14項目の中で、埼玉県平均正答率を上 回った項目数。 この数を把握することで本市の学 力の定着度を測ることができると考 えこの指標を設定した。	令和3年度は14項目のうち県平均を上回る項目が10項目で、本市の児童生徒の学力は一定水準を維持した傾向にある。今後も10項目以上で上回りそれを維持することをめざし、目標値を設定した。	全14項目のうち 10項目	全14項目のうち 10項目	23
英語教育を 英語教育を 大沢中には 大沢中におり 大学にあり 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	中学校第3学年におけるCEFR A1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数の割合。 生徒のコミュニケーション能力を高める外国語教育を充実させることにより、グローバル化対応した国際社会に貢献できる人材を育成することが重要であることからこの指標を設定した。	グローバル人材の育成には、生徒の 着実な英語力向上をめざした PDCA サ イクルを構築した英語教育の改善を 行うことが重要である。そこで、義務 教育最終学年の中学校第3学年におい て、CEFR A1 (英検3級) レベル相当以 上の英語力を有すると思われる生徒 数を、政府の目標値以上の 70 パーセ ントに設定し、取り組むこととした。	37.8%	70%	27
特別支援学級設置校数	小中学校における特別支援学級設置校数。 国や県のインクルーシブ教育システム構築の政策の一つに、「多様な学びの場」の充実があげられている。特別な支援を必要とする児童生徒が地元の小中学校で学ぶ環境をつくるためにも、特別支援学級の設置促進は重要であることからこの指標を選定した。	本市は拠点校方式により、特別な支援を必要とする児童生徒が、課題克服に向けて少人数で効果的に学ぶことをめざしている。インクルーシフ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するためにも設置率80%をめざして、今後も適正規模、適正配置をめざし計画的に設置を進めていく。	小学校38校 中学校17校	小学校43校 中学校20校	35
将来の夢や目 標を持ってい ると回答した 児童生徒の割 合	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において「将来の夢や目標を持っている」という質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 将来の夢や目標を描ける児童生徒を増やすことが児童生徒の学校生活への意欲や主体性の向上につながることから、この指標を設定した。	夢や目標を持つ児童生徒を増やす ことが児童生徒の学校生活への意欲 や主体性の向上につながることから この目標を設定した。	小学校6年生 83% 中学校3年生 73%	小学校6年生 毎年前年度を 上回る 中学校3年生 毎年前年度を 上回る	41
全国学力学習状況調査の質問紙のうち、自尊感情を示す割合	全国学力・学習状況調査で実施している質問紙の中の「自分には、よいところがあると思いますか」の項目について「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 自尊感情を高めることが、豊かないを育むことにつながることから、この指標を設定した。	市内平均は上昇傾向ではあるものの、県平均、全国平均に及ばない現状である。 全国平均より高い数値となっている県平均を基準とし、県平均を上回る目標値とした	「自分には、よい ところがあると思 いますか」 小学校 83.1% 中学校 80.7%	「自分には、よい ところがあると思 いますか」 小学校 87.0% 中学校 85.0%	41

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	ページ
各学年におい て「人権感覚育 成プログラム」 を活用した割 合	市内小中学校の各学年において人権感覚育成プログラムを活用した割合。 ここまで、人権感覚育成プログラムを校内研修に取り入れることで、人権感覚を育成する教員集団の育成に努めてきた。 今後は研修を生かし、実践に移していくために本指標を設定した。	人権感覚育成プログラムを校内研修で活用した割合は 100%となり、教員の意識は高まってきたものと考えられる。 しかし、授業での活用となると100%ではなく、また、すべての学年においての活用はされていないのが現状である。 今後は計画的に人権感覚を育成することが求められることから、より徹底を図るために小学校では2 学年ごと、中学校では各学年での活用の割合を目標値として設定した。	小学校 92.3% 中学校 88.4%	小学校 第1·2学年 100% 第3·4学年 100% 第5·6学年 100% 中学校 第1学年100% 第2学年100% 第3学年100%	45
新体力テスト の5段階級対評 価で上位3段階 (A+B+C) の児 童生徒割合	各学校が実施している新体力テストの各種目の記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価した上位3段階に入る児童生徒の割合。 客額的な基準により、体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定した。	埼玉県5か年計画における目標値を 超えることをめざし、目標値を設定し た。	小学校 75.3% 中学校 79.8%	小学校 85.0% 中学校 88.0%	51
高等学校卒業 後、大学への進 学者と国公立 大学進学者の 割合	市立高等学校の卒業生のうち、現役 生の大学進学者及び国公立大学へ進 学した生徒の割合。 大学への進路指導を強く推し進め ていくことからこの指標を設定した。	市立高等学校が、国公立大学進学型 の教育課程を編成し、約90%の生徒が 4年制大学進学希望であることから設 定した。	令和元年度卒業生 4年制大学進学者 60.4% 国公立大学進学者 3.5%	大学進学者 95% 国公立大学 進学者 15%	53

基本目標Ⅱ こどもの成長をサポートする基盤づくり

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	ページ
教育研修生「学級経営研修会」 受講修了者の 割合	採用4年次の教員における教育研修 生研修「学級経営研修会」受講修了者 の割合。 経験豊富な教職員の大量退職期に 伴う若手教員の増加により、一層の資 質向上が必要であることから、この指 標を設定した。	本研修は、意欲が高く、かつ、学校長の推薦を受けた教員に対して行う研修である。2年次以降の研修の機会を確保し、各教科等における指導法や学級経営等の資質向上を目標としている。このことから4年次までの間に教育研修生研修「学級経営研修会」の70%の受講をめざし、この目標値を設定した。	47% 2 年次〜4 年次の 教員数 350 名 研修受講者数 165 名	該当年度の4年次 教員の本研修受講 率 70%	61
いじめの解消 率	いじめ認知件数に対する解消率(翌年度6月末実績値)。 いじめは重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。いじめの解消に向けて、早期発見・早期対応をすることが重要であることからこの指標を選定した。	一人ひとりの児童生徒にとって、明 るく安心して学べる学校であるため には、認知したいじめをすべて解肖す ることが不可欠であるため、この目標 値を設定した。	小学校 93.2% 中学校 93.9%	小学校 100% 中学校 100%	69
不登校児童生 徒の割合	全児童生徒数に対しての不登校児童生徒の割合。 平成27年度以降、少しずつ改善が図られてきたが、平成29年度から不登校傾向の割合が増え続けている。このことから不登校児童生徒を減少させることが実緊の課題であると捉え、学校や関係機関と連携を図りながら現状値からの改善を進めることをめざし、本数値を設定した。	適切なサポートにより、不登校児童 生徒の減少をめざすため「現状値を下 回る」とした。	小学校 0.74% 中学校 4.25%	現状値を下回る	71
不登校生徒へ の指導の結果、 登校する、また はできるより になった児童 生徒の割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等児童生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校生徒の中で支援の結果好ましい変化がみられた生徒の割合。 不登校に対する社会の見方が「問題行動」から「理解し受容するもの」へと変化していることから、学校が行っている不登校児童生徒への支援において、社会的に自立するための力を身につけることが必要であるため、この指標を選定した。	さまざまな事情を抱える不登校児 童生徒に対し、学校は個に応じた支援 策を考え、他機関と連携しながら対応 を行っている。不登校は「誰にでも起 こり得るもの」とはいえ、何らかの好 ましい変化をめざしていることから、 この目標値を設定した。	小学校 31.7% 中学校 19.5%	小学校 100% 中学校 100%	71
地域の方に勉強えいるのでは、 地域でものでは、 をつじてののでは、 ののでは、	埼玉県学力学習・調査における児童 質問紙調査「地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり,いっしょに 遊んでもらったりすることがありま すか」への好意的回答をしている児童 の割合。 こどもの成長をサポートする基盤 づくりに向けて、学校だけではく家 庭・地域にもより積極的に関わっても らう必要性を感じ、その成果をみとる ために埼玉県学力・学習状況調査にお ける児童質問紙の本項目を指標とし て設定した。	コミュニティ・スクール等の活動を 通して5年間をかけて基盤の整備推進 を図り、現状値を上回ることをめざし 設定した。	41.8%	現状値を上回る	77

第2章 効果的な計画の推進に向けて

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	ページ
地域・社会をよりよくするための参画意識 (中3)	全国学力・学習状況調査生徒質問紙「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に対して好意的回答を示している生徒の割合。 こどもの成長をサポートする基盤づくりに向けて、学校だけではく家庭・地域にもより積極的に関わってもらうことが、生徒にとっての参画意識の醸成につながると捉え、全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の本項目を指標として設定した。	コミュニティ・スクール等の活動を 通して5年間をかけて基盤の整備推進 を図り、現状値を上回ることをめざし 設定した。	35.3%	現状値を上回る	77
各学校における「学校が援団 平均活動回数」 (年間)	市内小中学校の各学校の学校応援 団の 1 校あたり年間の平均活動回数 (安心安全見守り活動を除く)。さら なる活動内容の充実が、学校・家庭・ 地域の教育力の向上につながること から、この指標を設定した。	登下校の見守り活動については、多 くの活動厄数があり定着しているが、 学習支援や地域活動と連携した活動 等、そのほかの活動を充実させていく 必要がある。年間の授業時数等を考慮 し、現状値を上回る活動厄数をめざし 目標値を設定した。	小学校 82.7回 中学校 11.4回	現状値を上回る	77
放課後子供教室の実施校数	市内小学校において放課後子供教室を実施している校数。放課後子供教室実施校数の増加が、こどもたちの安全・安心な居場所の確保及び、幅広い地域住民等のさらなる参画につながることから、この指標を設定した。	放課後子供教室を市内すべての小 学校で実施することをめざして、この 目標値を設定した。	小学校 45 校	小学校 52 校	77

基本目標皿 生涯学習・スポーツができる環境づくり

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	ページ
生涯学習施設 の年間利用者 数 ※南平文化会館を除く	市内公民館及び専門施設の年間利用 者数。 今日的課題や市民ニーズに合わせた 学習機会の提供とその成果を示すもの としてこの指標を選定した。	公民館の建替えによる閉館や人口 減少等により、今後、利用者数の減少 が見込まれるが、市民ニーズの把握に 努め、幅広い年齢層の公民館の利用促 進等で、現状値を上回る利用者数をめ ざし、目標値を設定した。	1, 583, 258 人	現状値を上回る	87
公民館及び専門施設の年間 講座参加者数	市内公民館及び専門施設主催の年間 講座参加者数。 今日的課題や市民ニーズに合わせた 学習機会の提供とその成果を示すもの としてこの指標を選定した。	公民館の建替えによる閉館や人口 減少等により、今後、講座参加者数の 減少が見込まれるが、市民ニーズの把 握に努め、オンライン講座の充実等、 多様な講座の提供等で、現状値を上回 る講座参加者数をめざし、目標値を設 定した。	112,278人	現状値を上回る	87
図書館年間利用者数(入館者数)	図書館資料貸出数で捉えると閲覧等 の場合数値に含まれないため、利用者数 (入館者数) とした。	令和 2~6 年度の利用者数の推移は 新型コロナウイルス感染症防止対策 や施設改修に伴う部分開館等により 減少しているため、これらの影響がな い令和5年度の実績値(令和7年度末 に閉室した芝園分室を除く)を目標値 とした。	1, 337, 968 人	1, 536, 915 人	89
科学館の年間 利用者数	科学館における科学展示事業・天文台事業・ブラネタリウム事業の参加者数、科学出張教室・太陽観別出版授業・夜間出馬観望会等の館外事業参加者数。科学への市民の興味・関心を引く事業の充実や、博学連携をめざした理科教育への支援の成果を示すものとして、この指標を選定した。	今後、人口減少による利用者数の減少が見込まれるが、利用者ニーズの把握や新たな学びの機会の提供に努めることで、現状値を上回る利用者数をめざし、目標値を設定した。	229, 270人	現状値を上回る	91
スポーツ施設の年間利用者数	市民のスポーツ・レクリエーションに 対するニーズや健康に対する意識も高 まっており、スポーツ活性化を促進し、 健康・体力づくりやスポーツ人口の拡大 を示すものとして、この指標を選定し た。	人口減少等により施設利用者数の 減少が見込まれることから、今後の見 通しは困難であるが、社会環境の変化 や利用者ニーズに応え、誰もがそれぞ れの目的に応じてスポーツ・レクリエ ーションに親しめる環境づくりをめ ざし、現状値を上回ることを目標とし た。	1, 899, 623人	現状値を上回る	93

基本目標IV 歴史の継承と文化芸術の発信

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	ページ
文化財センター及び分館への年間来館者数	文化財の調査・保存や伝統文化等の文 化財情報を市民へ発信する場である常 設展示・特別展示等において、情報を共 有していただいた市民の人数として、こ の指標を設定した。	旧文化財センター本館の閉館及び 旧田中家住宅の休館を受け、新たな文 化財センター「郷土資料館」及び「歴 史自然資料館」2館の実績から、毎年 0.5%増を目標とした。	53, 714人	55,000人	99
古文書・写真 等資料の収蔵 点数	解読・データベース化し活用されてい く前提となる、古文書・写真等資料の収蔵(寄贈・寄託)されている数として、 この指標を設定した。	今後も市に寄贈・寄託する旧家及び 所有者は減少が見込まれるが、これま での実績も踏まえ、約370点の増加を 目標とする。	92, 279 点	92,600点	105
文化芸術事業 に携わる団 体・個人の数	文化芸術活動を担う人材の育成を促進するにあたり、実態を捉える数値として、設定した。	文化芸術団体の会員のほか、審議会等の委員、イベントの出演者、展覧会の出展者、ワークショップの講師等として、本市文化芸術事業に携わる団体・個人の数を毎年増加させることを目標とした。	1,582人	前年実績値の 2%増	107
総合文化センター及び川口市立美術館の総末場者数	文化芸術拠点としているリリア及び 美術館の総来場者数を指標として選定 した	リリアの過去の来場者数と美術館の 来場者数の見込みから目標を設定し た。(総合計画と同じ目標値)	現状値なし	770,000人	107

きゅぽらんイラスト

川口市教育振興基本計画

発行:令和8年4月川口市教育委員会

編集:川口市教育委員会 教育総務課

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

電 話:048-258-1258 (直通)

FAX: 048-259-4973

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/kosodate_gakkou/kyoikuiinkai/index.html (川口市教育委員会)